

# 21世紀いきいきハイスクール 推進計画

平成13年3月

埼玉県教育委員会



# 目 次

はじめに	1
第1章 計画の基本的な考え方	3
1 計画イメージ図	3
2 21世紀を生きる生徒像	4
3 高校教育に期待されること	4
4 計画の体系図	6
第2章 明日をになう彩の国の人づくり	8
—教育活動の充実—	
1 学習指導の充実	8
2 心と体の教育の充実	14
3 進路指導の充実	20
4 部活動などの充実	24
第3章 彩りゆたかな高校づくり	28
—県立高校の再編整備—	
1 県内中学校卒業生数の動向と今後の改革の方向	28
2 特色ある学校の設置	37
3 今後の再編整備	40
第4章 信頼にこたえる開かれた学校づくり	42
—教育諸条件の整備—	
1 学校の管理・運営	42
2 教職員の採用・配置等の改善	45
3 教職員研修の充実	49
4 学校施設・設備の整備	53
5 生涯学習社会への対応	55

参考図表



# はじめに

## 1 計画策定の趣旨

21世紀を迎えた現在、我が国の社会は、情報科学の高度化や経済のグローバル化の進展などにより大きく変化しており、このような変化を踏まえた新しい教育の在り方が問われている。

高校教育においても、多様化する教育ニーズ、学校不適應や中途退学の問題、生徒数の減少に伴う影響など、様々な課題が生じてきており、それらへの対応が迫られている。

このような課題を解決し、新しい時代に対応できる人間の育成を図るため、県立高校一校一校の活性化・特色化を図り、各学校をいきいきとさせていくことが急務である。

このような趣旨から、県教育委員会は、平成12年3月に、中長期的展望に立った県立高校の将来構想としての「21世紀いきいきハイスクール構想」を策定し、21世紀の県立高校のあるべき姿とともに今後の施策の基本的な方向について示した。

本計画は、「21世紀いきいきハイスクール構想」の具体化に向けて、取り組むべき施策について総合的にまとめたものである。

## 2 計画策定までの経緯

「21世紀いきいきハイスクール構想」の策定事業は、平成9年度から始まり、これまで、県民の期待にこたえる将来構想を策定するために、県民等の広範囲な意見を聴取し反映させながら、進めてきた。

平成9年度には、県立高校の現状や課題等について、一般県民及び中学生・高校生とその保護者を対象に、「県立高校に関する意識調査」を実施した。また、これを基に、民間の調査研究機関に県立高校の将来の在り方についての研究を委託し、民間の視点からの調査報告を受けた。

平成10年度は、県内外の各界で活躍されている有識者など25名の委員で構成された「県立高校将来構想懇話会」を設置し、幅広い視野から県立高校の将来構想の検討を依頼した。懇話会は、平成10年12月に中間報告を公表し、県民からの意見を聴取した。それらを踏まえ、最終報告をまとめ、平成11年3月に、県教育委員会に報告した。

平成11年度には、県教育委員会は、このような経緯を踏まえ、21世紀の県立高校のあるべき姿とともに今後の施策の基本的な方向について示した「21世紀いきいきハイスクール構想」を策定した。

平成12年度は、「21世紀いきいきハイスクール構想」を受け、その具体化を図るため、「21世紀いきいきハイスクール推進計画」を策定した。

## 3 計画の期間

計画の期間は、平成11年度から平成25年度までとし、平成15年度までを前期、平成20年度までを中期、それ以降は後期とする。

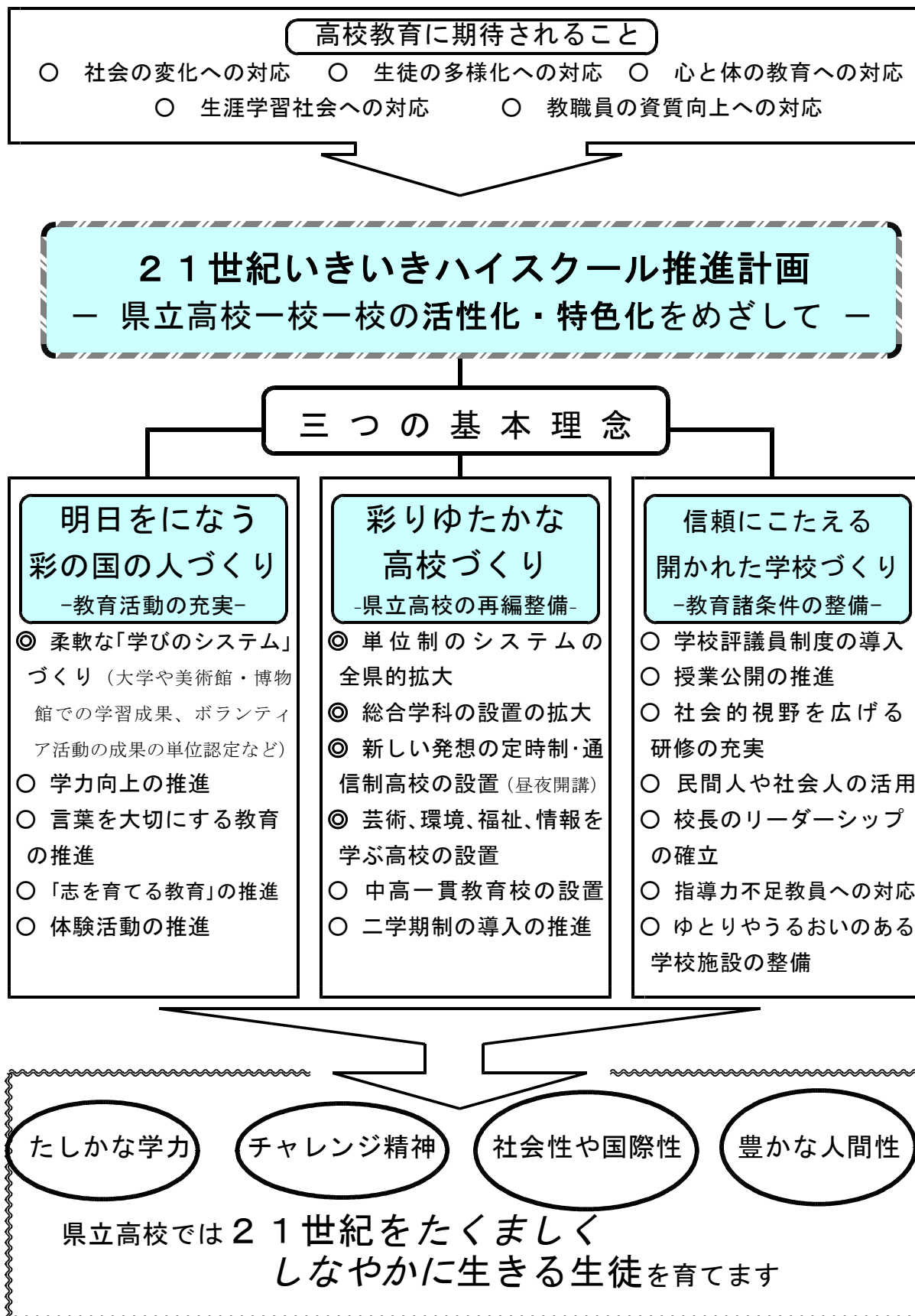
この計画では、今後展開する具体的な施策等について前期を中心に記し、中・後期については、大まかな方向のみを示した。

なお、中期の計画については、平成15年度の公表を目途とする。

また、今後の社会情勢の変化や国の動向等を見守りながら、原則として5年ごとに見直しを行うこととする。

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 計画イメージ図



## 2 21世紀を生きる生徒像

- 21世紀に生きる生徒には、変化の激しい社会の中で、自らの個性を輝かせるとともに、他を理解し尊重できる、個として自立した人間となることが望まれる。

そのため

- 県立高校においては、学力の着実な定着のもとに、自らの夢の実現に向けてチャレンジする精神、社会性や国際性、また豊かな人間性など、国家及び社会の形成者としての資質や能力を身に付けた、21世紀をたくましく、しなやかに生きる生徒を育成する。

## 3 高校教育に期待されること

### (1) 社会の変化への対応

21世紀には、国際化、情報化、少子高齢化、地球環境問題の深刻化など、社会の変化がさらに進むことが予測される。

社会の変化に柔軟に対応できる力を養うとともに、豊かな人間性をはぐくみ、社会人としての基礎・基本を身に付けさせるなど、これからの社会をたくましく生きていく力を育成する教育の推進が必要である。

### (2) 生徒の多様化への対応

増加する進学希望者に対応するため、量的拡大を重点とした高校づくりを進め、高校進学率が97%程度にまで達したが、その一方で、生徒の多様化が一層進んだ。

21世紀に向けて、多様な生徒の資質や能力を伸ばすため、特色ある学校づくりや柔軟なシステムづくりを、今後もさらに推進する必要がある。



### (3) 心と体の教育への対応

活力があり、ゆとりとうるおいのある社会を築くためには、豊かな人間性の育成が極めて重要である。



学校が、家庭、地域社会との連携を深めて、心の教育、健康に関する教育及び体力を培う教育を一層充実させる必要がある。

### (4) 生涯学習社会への対応

21世紀の社会を主体的に生きるためには、生涯にわたって学び続けることが重要である。



高校教育においても、生涯学習社会の中に生きる姿勢・態度を養う必要がある。また、地域社会に対して、高校がもつ施設や教育力を提供するとともに、地域のもつ教育力を学校教育に生かすなど、開かれた学校づくりを進める必要がある。

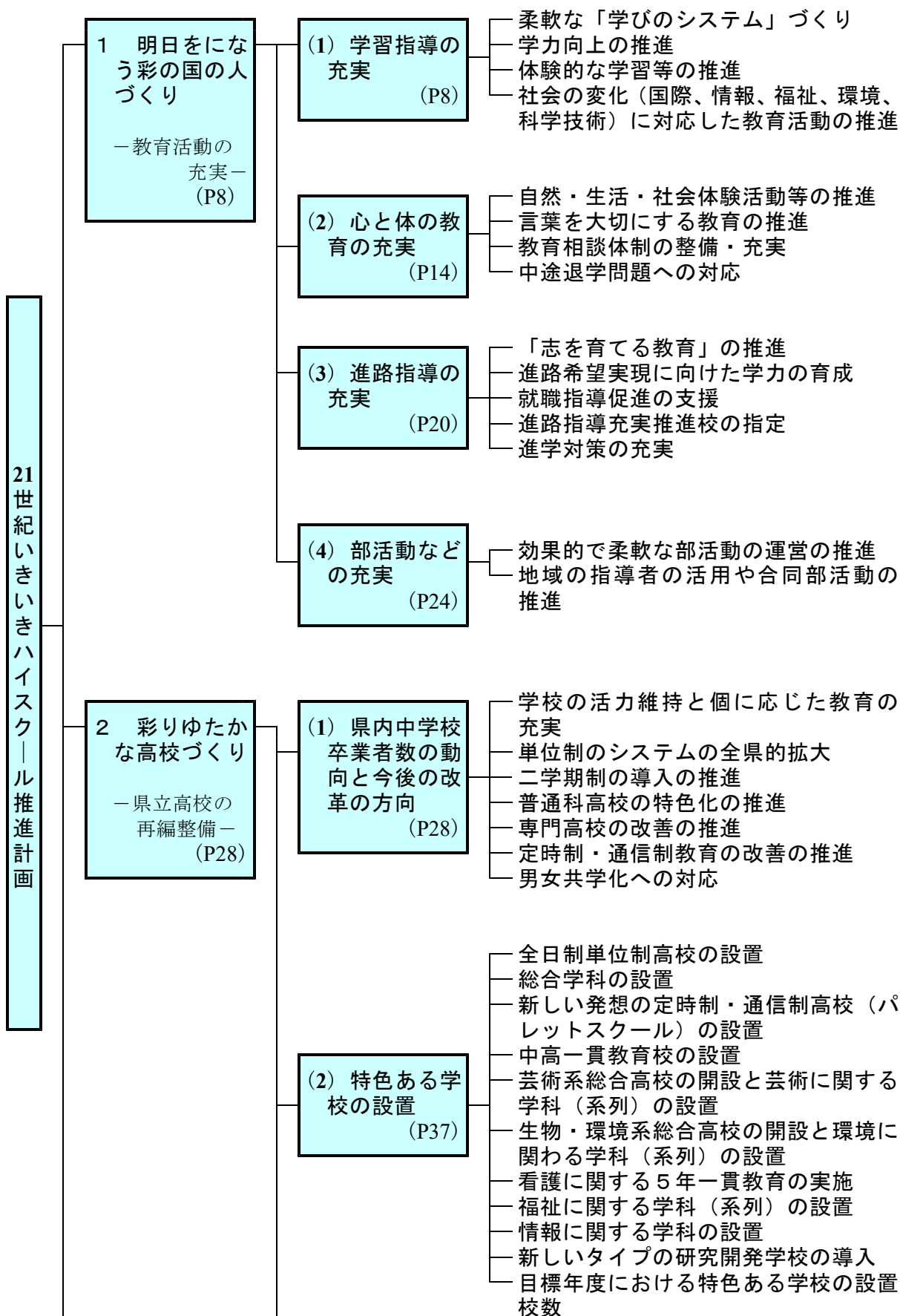
### (5) 教職員の資質向上への対応

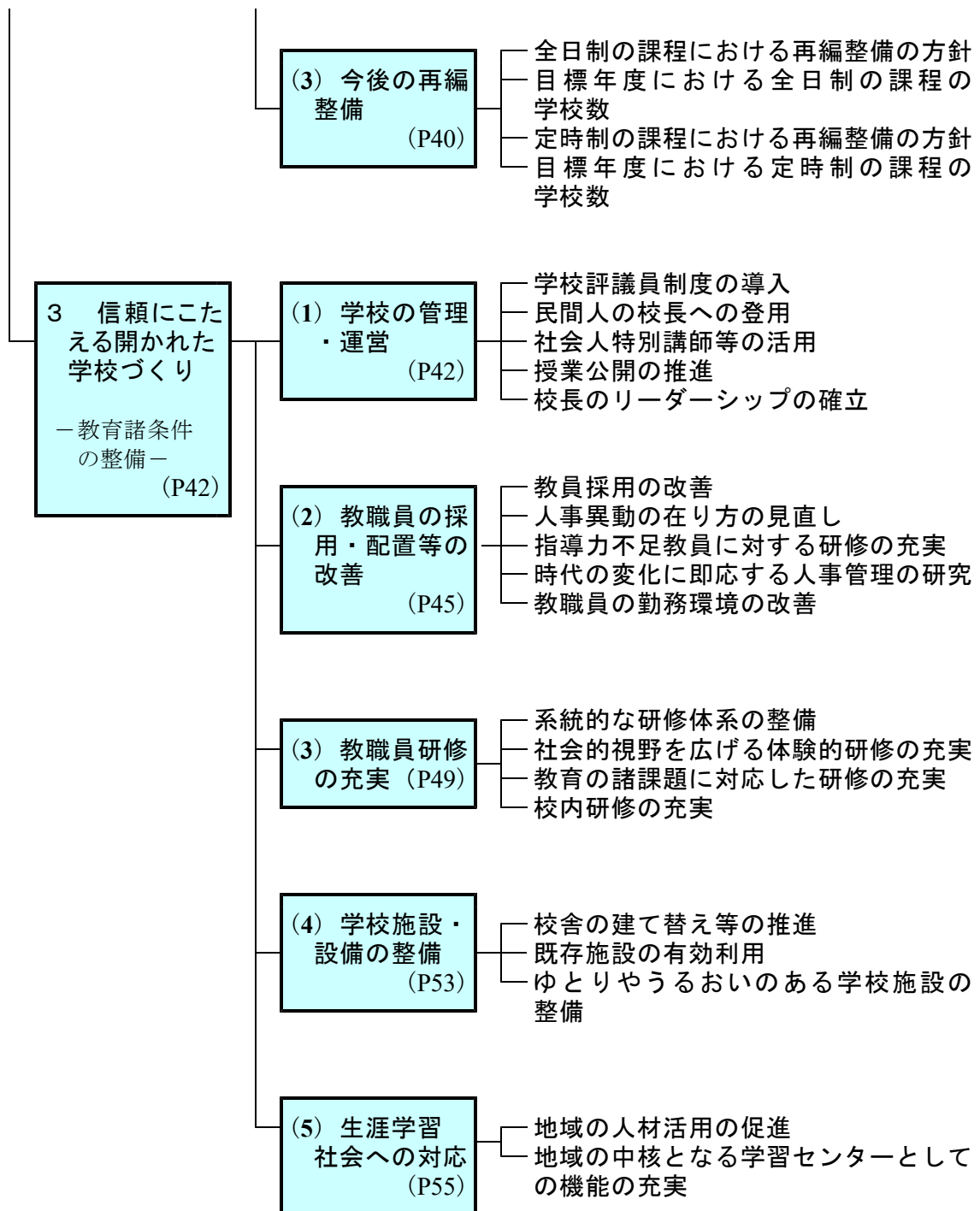
生徒の多様化や社会の変化に伴い、教職員に必要とされる資質能力は、教科・科目の指導力に加え、進路指導、生徒指導、教育相談、保護者・地域社会との連携など、より一層幅広い分野にわたってきている。



教職員の意識改革を図りながら、豊かな人間性、幅広い視野、教育に対する情熱や使命感をもち、時代を先取りし、県民のニーズに合わせて積極的に創意工夫する教職員を育てる必要がある。

## 4 計画の体系図





## 第2章 明日をになう彩の国の人づくり —教育活動の充実—

### 1 学習指導の充実

#### 【現状と課題】

県立高校においては、小人数授業、習熟度別授業等、生徒の実態に応じた教育活動の取組を行い、生徒の学力向上に努めているところである。それぞれの生徒の能力・適性、興味・関心、進路希望等に応じられるよう、さらに教育課程の改善・充実を図る必要がある。

主な課題として、特に、次の点をあげることができる。

- ・ 学習意欲を高め、学力を伸ばす指導方法等の工夫・改善
- ・ 個に応じた多様な指導形態の導入及び学習意欲を高める指導方法の工夫・改善
- ・ 受動的で知識偏重の授業から「生きる力」をはぐくむ授業への転換
- ・ 体験的な学習の推進

#### 【改善の方向】

##### (1) 個性を伸ばす学習指導の推進

個性を生かす教育は、基礎・基本の徹底とともに、平成11年3月に告示された高等学校学習指導要領の重要な柱である。基礎学力の定着とともに、各学校が個性を伸ばす学習指導を行えるよう、条件整備を図る。

##### ア 柔軟な「学びのシステム」づくり

生徒の多様な学習ニーズにこたえるとともに、生徒自らが意欲的に学び、主体的に学習に取り組む態度を育成するため、学校内での学習だけでなく、従来からの学校外における「多様な学習成果の単位認定」のシステムの活用を図るとともに、さらに幅広く単位認定ができる、新しい「学びのシステム」を構築するなど、柔軟な「学びのシステム」づくりを推進する。

##### (ア) 従来からの「多様な学習成果の単位認定」のシステムの活用

- ・ 他の高等学校における学習成果の単位認定（学校間連携）
- ・ 専修学校における学習成果の単位認定
- ・ 技能審査の成果の単位認定（簿記検定、実用英語技能検定など各種検定試験等に合格した場合の単位認定） など

##### (イ) 新しい「学びのシステム」の構築

- ・ 県内に多数の大学が設置されているという本県の立地条件を生かし、高校生が大学での講義などを受講した場合、その成果についての単位認定
- ・ 放課後や休日を利用し、美術館・博物館等の社会教育施設での学習活動を行った場合、その成果についての単位認定
- ・ ボランティア活動の成果の単位認定
- ・ 情報通信ネットワークを利用した学習システムの開発 など

## イ 「\*1 総合的な学習の時間」の推進

新学習指導要領において新設された「総合的な学習の時間」を推進し、自ら学び自ら考える資質や能力の育成に努める。

### ○ 「学校外における学習成果の単位認定」指導資料の作成

前 期	平成12年度～	・資料作成及び学校外における学習成果の単位認定の推進
-----	---------	----------------------------

### ○ 大学や美術館・博物館など社会教育施設での学習活動を広く単位認定ができるシステムの構築

前 期	平成12年度 平成13年度 平成14年度～	・研究及び協力校（不動岡高校、松山高校、大宮高校、伊奈学園総合高校）による試行 ・システムの整備及び協力校による実施 ・全県の実施
中・後期		・前期での成果を踏まえ、大学や美術館・博物館など社会教育施設での学修の単位認定のシステムの構築

### ○ ボランティア活動の成果の単位認定の積極的活用

前 期	平成11年度 平成12年度～	・不動岡誠和高校と伊奈学園総合高校で実施について研究 ・ボランティア活動の成果の単位認定の活用の推進
-----	-------------------	---

### ○ 情報通信ネットワークを利用した学習システムの開発

前 期	平成12年度～ 平成14年度～	・研究開始 ・試行
中・後期		・試行の成果を踏まえて検討し、実施

### ○ 「総合的な学習の時間」推進事業の実施

前 期	平成12年度 平成13年度～ 平成15年度	・研究推進校（小鹿野高校、所沢東高校、春日部東高校、吹上高校、春日部高校（定）、上尾（定））の委嘱、公開授業の実施 ・研究推進校の委嘱、公開授業の実施 ・新学習指導要領の実施
中・後期		・「総合的な学習の時間」の推進、指導資料の作成

\*1 総合的な学習の時間：国際化、情報化を始め、社会の変化に主体的に対応できる資質や能力を育成するため、教科の枠を越えた横断的・総合的な学習を行う時間。

## (2) 学力向上の推進

基礎・基本の確実な習得とともに、自ら学び自ら考える力の育成を図るため、授業時数を確保するとともに、指導方法の工夫・改善に努める。また、生徒の学習意欲を高め、基礎学力の定着を図るとともに、生徒の進路希望を実現するため、学力向上の推進に努める。

### ア 基礎学力の定着に向けた取組

小人数授業や習熟度別授業等、指導方法の工夫・改善やガイダンス機能の充実などを図り、学習意欲を高めるとともに基礎学力の定着に努める。

### イ 進路希望実現に向けた学力の育成（後掲 p22 参照）

生徒の学習意欲の喚起、学習習慣の確立、基礎学力の定着や学力向上を目指した補習・学習合宿、資格取得希望者を対象とした将来の進路選択に役立つセミナーの実施など、各学校の取組に対して必要な支援を行う。

さらに、生徒の学習意欲の喚起と将来の職業選択を援助するため、学校の枠を越えた講座の開設についても検討する。

### ウ 授業時間の弾力化

授業時間を何分にするかについては、生徒の学習に対する集中力や持続力、指導内容のまとまり、学習活動の内容等を考慮して、どの程度の時間が最も指導の効果を上げ得るかという観点から決定する必要がある。今後、各学校においては、各教科・科目等の授業時数を確保しつつ、生徒の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して、科目の内容に応じて、例えば、実験・実習等を伴う授業を75分で行ったり、毎日継続して学習する事が効果的な授業を30分で行ったりすることや、生徒の実態に応じて、例えば100分授業や65分授業といった授業時間の弾力化を図る。

### ○ 小人数授業や習熟度別授業の推進

前 期	平成11年度～ ・小人数授業や習熟度別授業の推進
-----	--------------------------

### ○ 学力向上総合推進事業の実施

前 期	平成12年度 平成13年度 平成14年度～	・教育課程改善委員会で研究 ・ <sup>*2</sup> シラバスの作成・公表、公開授業等による授業改善などのための事業として、学力向上総合推進事業を実施 ・学力向上総合推進事業の実施
-----	-----------------------------	---

### ○ 二学期制の導入の推進（後掲 p31 参照）

\*2 シラバス：授業の学習内容や生徒の学習の到達目標等を具体的に示したもので、公表することにより、生徒の動機付け、開かれた学校づくり、学習指導の見直しなどに効果がある。

○ 授業時間の弾力化の推進

前 期	平成12年度～平成12年度 平成13年度 平成14年度	・授業時間の弾力化とそのため条件整備 ・三郷高校で90分授業を一部導入 ・春日部高校、大宮高校で65分授業、芸術総合高校で90分授業を導入 ・浦和第一女子高校、越ヶ谷高校、蕨高校で65分授業を導入予定
-----	-----------------------------------	---

○ 基礎学力養成講座及び資格取得セミナー実施の支援（後掲 p22 参照）

(3) 体験的な学習等の推進

現在の高校生は、様々な生活体験や自然体験などの機会が不足していることから、体験的な学習やボランティア活動などを推進していく。

ア 体験的な学習の推進

体験学習の多くは学校外で行われるため、多様で体験的な学習が各学校において実施できるよう校外行事実施基準を改訂する。

また、勤労、環境や福祉等についての体験学習を生徒に提供できるよう、県の施設など各種施設の利用を検討する。

イ ボランティア活動の推進

ボランティア活動は、単に社会に貢献するというだけでなく、生徒自身の在り方生き方を考えさせる上でも意義ある活動であることから、高校におけるボランティア活動をさらに推進する。

また、生徒が学校外で行うボランティア活動の成果を単位として認定できるようにする。

○ ボランティア活動啓発事業の実施

前 期	平成12年度 平成13年度～	・ボランティア活動実践推進校（児玉高校、小鹿野高校）の委嘱 ・ボランティア活動の推進
-----	-------------------	---

○ 小学生と高校生の交流事業の実施

前 期	平成12年度 平成13年度 平成14年度 平成15年度	・県立高校63校で交流事業の実施 ・県立高校100校程度で交流事業の実施 ・小学生と高校生の交流事業の継続実施 ・各学校での交流の推進
-----	--------------------------------------	--

#### (4) 社会の変化に対応した教育活動の推進

社会の変化に柔軟に対応しうる人間の育成を図るため、国際理解、情報、福祉、環境などに関する基礎的・基本的事項の教育が、これからの高校教育において強く求められている。これらの教育活動は、教科だけでなく、特別活動や「総合的な学習の時間」等、あらゆる機会を通じて行われる必要がある。

##### ア 国際理解教育の推進

外国語指導助手（\*<sup>3</sup> A L T）の活用や、\*<sup>4</sup> インターリンクス事業等の国際交流の充実を一層図り、異なった言語や文化をもつ人々とのコミュニケーション能力を高めるとともに、我が国の文化や伝統を正しく理解し、広い視野をもって異文化を理解・尊重する態度を育成する。

##### イ 情報教育の推進

コンピュータや情報通信ネットワーク等の情報手段を主体的に活用し、情報を積極的に収集、活用、伝達、発信するための創造的・実践的な能力と態度を育成するため、\*<sup>5</sup> 新教科「情報」の充実を図る。また、各学校のコンピュータ等の整備及び指導者の育成などの条件整備を進める。

##### ウ 福祉教育の推進

これからの高齢社会を生きていく生徒が高齢社会についての理解を深めることができるよう、介護や福祉に関するボランティア活動や養護学校等との交流教育を推進する。また、各学校での福祉に関する教科・科目の開設を進める。

##### エ 環境教育の推進

生徒が、学校や家庭・地域での生活において、節電や節水、ゴミの減量化やリサイクルなど環境保全への取組を行うことができるよう、広く環境教育を推進するとともに、県教育委員会が設定した、\*<sup>6</sup> 教科「環境」の活用を図る。

##### オ 科学的素養を育成する教育の推進

「科学技術離れ」や「理科離れ」の現状にかんがみ、生徒に科学的なものの見方や考え方などの豊かな科学的素養を育成する。

#### ○ 語学指導等を行う外国青年招致事業の充実

前 期	平成11年度～平成12年度 ・ 2年間で295人を招致 平成13年度～ ・ 事業の充実
-----	---

\*<sup>3</sup> A L T：Assistant Language Teacher の略。高校で外国語を教える外国語指導助手。

\*<sup>4</sup> インターリンクス事業：県立高校が外国の高校と学校単位の国際交流を行うことにより、相互理解や友好の絆を深めることを目的とした事業で、派遣事業と受け入れ事業とがある。

\*<sup>5</sup> 新教科「情報」：新学習指導要領で新たに設定された、すべての生徒が学習する教科。

\*<sup>6</sup> 新教科「環境」：環境や環境問題を総合的・体系的に捉えて、問題の解決と環境保全に向け、思考力、判断力及び態度の育成を推進するために、平成8年度、本県において、「その他特に必要な教科」として設定された。



○ 高校生の国際交流事業の推進

前 期	平成11年度～平成12年度 ・インターリンクス事業により、2年間で75校を派遣 また、熊谷高校、不動岡高校、浦和西高校、大宮高校、所沢商業高校、熊谷西高校の6校で受入れ 平成13年度～ ・国際交流の充実
-----	---

○ 教育用コンピュータや情報通信ネットワーク等の整備

前 期	～平成13年度 平成13年度 平成14年度～	・すべての学校で教育用コンピュータを整備し、インターネットへ接続 ・20校で校内LAN等の整備 ・校内LAN等の計画的整備
-----	------------------------------	---

○ 教科「福祉」の実施校の拡大

前 期	～平成15年度	・教科「福祉」に関する科目の設置校の拡大の検討及び福祉に関する学科(系列)設置の研究
中・後期		・教科「福祉」に関する科目の設置校の拡大及び福祉に関する学科(系列)設置の検討

○ 環境教育推進事業の充実

前 期	平成12年度 平成13年度～	・環境教育推進校（羽生実業高校、滑川高校）の指定及び教科「環境」に関する科目の導入 ・推進校等の研究成果を踏まえた事業の拡充
-----	-------------------	---

○ 科学技術教育推進事業の充実

前 期	平成12年度～ 平成13年度 平成14年度～	・科学技術教育推進事業の検討 ・理工系大学等で最新の科学体験の機会を提供する「彩の国ホップ・ステップサイエンス事業」の実施 ・科学技術教育推進事業の充実
-----	------------------------------	--

## 2 心と体の教育の充実

### 【現状と課題】

現在の高校生には、興味・関心、能力・適性の多様化や学校生活に対する目的意識の希薄化などの状況が見られる。また、高校生の体力も年々低下傾向の状況が見られ、生涯にわたり健康の保持増進を図る上からも危惧されている。このようなことから、心身ともに健康な生徒の育成が必要である。

生徒の心身の発達段階を考慮し、調和のとれた人間の育成を目指すためには、次の点が課題となっている。

- ・ 人間としての在り方生き方の教育の充実
- ・ 心身の健康を図る教育の充実
- ・ 学校不適応や中途退学、問題行動等への対応

### 【改善の方向】

#### (1) 心と体の教育の推進

学校不適応、中途退学、問題行動などの背景として、自ら学び自ら考える力、正義感や倫理観等の豊かな人間性、健康や体力などの「生きる力」の不足が指摘されている。生徒の個性を伸ばすとともに、社会の一員としての自覚を深めさせるなど、「生きる力」をはぐくむ教育をより一層推進する。

##### ア 人間としての在り方生き方の教育の充実

生徒が自己探求と自己実現に努め、集団の一員としての自覚を養うため、ホームルーム活動等をはじめ全教育活動を通じて、人間としての在り方生き方の教育の充実を図る。

##### イ 心豊かな生徒の育成

学校、家庭、地域社会との連携を通して、美しいものや自然に感動する心、正義感や公正さを重んじる心、基本的な倫理観、自立心や責任感、他者への思いやりなどの豊かな人間性の育成を図る。

##### ウ 言葉を大切にする教育の推進

生徒が望ましい人間関係を結び、円滑な社会生活を営んでいくため、教育活動のあらゆる場面を通して、「話すことや聞くこと」など言葉を大切にする態度を養い、言語生活を豊かにさせるとともに、「伝え合う力」など、コミュニケーション能力の育成に努める。

##### エ 健康・体力づくりを図る教育の充実

生徒が自らの心身の健康や体力に対する理解や認識を深め、健全な態度や行動を身に付ける教育などの充実を図る。

##### オ 問題行動の防止

学校における生徒指導体制の一層の整備・充実を図る。

また、学校だけで問題を抱え込むのではなく、家庭はもとより地域社会における教育力を高めるとともに、関係諸機関との連携により、問題行動の防止に努める。

○ 学校における「\*7 彩の国5つのふれあい県民運動」の展開

前 期	<p>平成11年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「彩の国5つのふれあい県民運動」の推進にあわせ、各学校での取組状況を調査</li> <li>・「5つのふれあい実践推進校」に8校を指定</li> <li>・実践事例集の刊行</li> </ul> <p>平成12年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「5つのふれあい実践推進校」に10校を指定</li> <li>・「生徒指導総合対策推進校」に16校を指定</li> </ul> <p>平成13年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「生徒指導総合対策推進校」に5校を指定</li> <li>・5つのふれあい実践の推進</li> </ul> <p>平成14年度～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定校の成果等を考慮し、指定校制度の継続の検討及び成果の広報</li> </ul>
中・後期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前期での成果を踏まえ、各学校での一層の展開の推進及び定着</li> </ul>

○ 自然・生活・社会体験活動、ボランティア活動の推進

前 期	<p>平成12年度～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然・生活・社会体験活動、ボランティア活動の推進</li> <li>・小学生と高校生の交流事業の実施(前掲p11)</li> </ul>
-----	---

○ 芸術とのふれあいを通じ豊かな感性を養う芸術鑑賞の推進

前 期	<p>平成11年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「心のオアシス芸術劇場」の実施</li> </ul> <p>平成12年度～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校における芸術鑑賞の奨励</li> </ul>
-----	---

○ 言葉を大切にする教育の推進

前 期	<p>平成13年度～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・言葉を大切にする態度を養い、言語生活を豊かにさせるためのコミュニケーション能力の育成</li> <li>・教師自身の言語に対する意識と関心の高揚</li> <li>・学校生活全体における言語環境の整備の推進</li> </ul>
-----	---

\*7「彩の国5つのふれあい県民運動」：自然体験や生活体験などの体験活動が不足している現代の子どもたちに、学校、家庭、地域社会が一体となり、「自然」「人」「本」「家族」「地域」との5つのふれあいを通して、他を思いやる心などをはぐくもうとする本県独自の運動。平成11年から実施されている。

○ 薬物乱用防止教育の推進

前 期	平成11年度 平成12年度 平成13年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薬物乱用防止教育啓発パネルの活用</li> <li>・薬物乱用防止教室の開催</li> <li>・小・中・高等学校指導事例集の作成</li> <li>・薬物乱用防止推進のためのフォーラムの開催</li> <li>・薬物乱用防止教室の開催</li> <li>・薬物乱用防止推進のためのフォーラムの開催</li> <li>・薬物乱用防止教室の開催</li> </ul>
中・後期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前期での成果を踏まえ、見直し、実施</li> <li>・薬物乱用防止教育教材（VTR又はCD-ROMによる資料）の作成</li> </ul>	

○ 体力向上を目指す体育的諸活動の促進

前 期	平成12年度 平成13年度 平成13年度～ 平成14年度～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「さいたま健康・体力増進プログラム」策定委員会の設置</li> <li>・プログラムの策定</li> <li>・スポーツドクター活用の促進</li> <li>・小・中・高等学校と一貫して活用できる「健康・体力カード」の活用の推進</li> <li>・モデル校での実施・評価</li> </ul>
中・後期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内小・中・高等学校でのプログラムの推進</li> <li>・「健康・体力カード」活用の推進</li> </ul>	

○ 生徒指導、教育相談研修の充実

前 期	平成11年度 平成12年度～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ・不登校問題研修会、高等学校生徒指導研究協議会、生徒指導担当者研究協議会の開催</li> <li>・高等学校等初級カウンセリング研修会、中途退学問題リーダー研修会、高等学校生徒指導研究協議会、生徒指導担当者研究協議会の開催</li> </ul>
中・後期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前期の成果及び生徒指導、教育相談の課題を踏まえ、研修内容の見直し、実施</li> </ul>	

○ 「\*8 生徒指導総合計画」の充実と推進

前 期	平成12年度 平成13年度～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「生徒指導総合計画」第4次改訂</li> <li>・「生徒指導総合計画」推進のための教師用指導資料の作成</li> </ul>
-----	-------------------	---

\*8 生徒指導総合計画：児童生徒の健全育成を目指して、学校、家庭、地域社会及び行政が連携を図りながら、総合的、計画的に生徒指導を推進するための指針。

○ 中高連携や学校、家庭、地域社会との連携による問題行動の防止活動の推進

前 期	平成12年度  平成13年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・彩の国「地域ぐるみの教育」促進事業（モデル事業）の実施</li> <li>・学校、家庭、地域社会が一体となった問題行動の防止活動</li> <li>・「生徒指導アドバイザー」の配置 26人を教育事務所に配置（うち高等学校担当4人）</li> <li>・地域における小・中・高及び関係諸機関が一体となった生徒指導体制の確立</li> <li>・「生徒指導アドバイザー」の配置20人</li> <li>・地域における小・中・高及び関係諸機関が一体となった生徒指導体制の推進</li> <li>・「家庭・学校・地域ふれあい推進事業」の実施</li> </ul>
中・後期	・前期の成果を踏まえて、システムの充実	

（2）教育相談体制の整備

学校不適応や問題行動の発生を未然に防止するとともに、すべての生徒の心の健康を増進し、よりよい人格の発達を図るため、教職員が一体となった教育相談体制の整備・充実及び関係諸機関との連携による相談体制の充実を図る。

ア 教員のカウンセリング能力の育成と活用

教員のカウンセリング能力の向上を図るため、研修体制を一層充実させ、その修了者の効果的な活用を図る。

イ カウンセラーの配置

生徒の心の悩みや臨床相談について、専門的知識・経験を有するカウンセラーの配置を図る。

○ カウンセリング研修の推進

前 期	平成11年度  平成12年度～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ・不登校問題研修会において初級程度のカウンセリング演習を実施</li> <li>・高等学校等初級カウンセリング研修会の実施</li> </ul>
中・後期	・高等学校等初級カウンセリング研修会を実施するとともに、新たな教育課題に対応できる研修内容・方法を検討し、研修制度を引き続き充実	

### ○ 高校を巡回訪問するカウンセラーの配置

前 期	平成13年度 平成14年度～	・専門的な知識・経験を有する「学校カウンセラー」7人の活用 ・カウンセラーを引き続き配置及び活用
中・後期		・前期の成果を踏まえ、カウンセラーの適正配置と専門家を活用した教育相談体制の充実

### ○ 総合教育センターの指導・相談体制の充実

前 期	平成11年度～ 平成14年度～	・臨床心理の専門家2人の配置 ・嘱託医2人の配置 ・臨床心理の専門家、嘱託医を引き続き配置及び活用
中・後期		・前期の相談状況等の成果を踏まえ、引き続き適正に配置

## (3) 中途退学問題への対応

生徒の学力や進路希望が多様化し、生徒の中には、基礎的な学力の不足や基本的な生活習慣の欠如、学校生活に対する目的意識の希薄化などの状況が見られる。その結果、「学校生活・学業不適応」や「進路変更」などの理由による中途退学者も増加している。多様な生徒に対応した教育の在り方、教育相談や生徒指導など一人一人の生徒への援助の在り方が課題である。

### ア 進路指導における中学校と高校の連携

中学生やその保護者が、将来の生き方や進路選択について理解を深めることができるよう、十分な進路情報を提供するとともに、中学校における進路指導の改善・充実を目指す事業の推進を図る。

### イ 教育課程の改善・充実

生徒の能力・適性、興味・関心、進路希望等に応じ、生徒の個性を生かし伸ばすために、選択科目の拡大、履修と修得の差を設ける等、単位制の活用を図るとともに、基礎学力の定着に努めながら、「生きる力」の育成を図る。

### ウ 再び学べる高校のシステムの充実

中途退学者の<sup>\*9</sup>再入学制度や<sup>\*10</sup>転編入学制度の一層の弾力的運営を図る。また、学ぶ意欲と熱意をもつ者がいつでもどこでも学べる、昼夜開講の単位制による新しい発想の定時制・通信制高校の設置（後掲 p 37）を推進する。

\*9 再入学制度：中途退学した者が、同じ高校で再び学びたい希望がある場合、入学を認める制度。

\*10 転編入学制度：転入学は、高校に在籍している生徒が他の高校の第1学年の途中または第2学年以上に入学することを認める制度。編入学は、中途退学者や帰国子女など、高校に在籍していない者が第1学年の途中または第2学年以上に入学することを認める制度。

○ 中学校と高校関係者による「連絡協議会」の実施

前 期	平成11年度～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区進路指導対策協議会の開催</li> <li>・年次研修等において、「中・高連携の在り方」等について研究協議を実施</li> </ul>
-----	---------	---

○ 単位制の活用による教育活動の充実（後掲 p 30 参照）

○ 小人数授業や習熟度別授業の推進（前掲 p 10 参照）

○ 学力向上推進事業の実施（前掲 p 10 参照）

○ 転編入学の円滑な受入れの一層の推進

前 期	平成11年度～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「公立高校ナビゲーションシステム」による転編入学情報サービスの促進</li> <li>・転編入学の受入れの推進</li> </ul>
中・後期		・「公立高校ナビゲーションシステム」のインターネット化による情報サービスの向上

○ 新しい発想の定時制・通信制高校の設置（後掲 p 37 参照）

### 3 進路指導の充実

#### 【現状と課題】

現在、高校には多様な能力・適性、進路希望等をもつ生徒が入学している。これらの生徒一人一人の個性や能力を生かし、その夢や希望を実現する進路指導を推進するためには、次の点が課題となっている。

- ・ 人間としての在り方生き方の指導の推進
- ・ 生徒の主体的な進路選択の能力や態度の育成
- ・ 生涯にわたって自己実現を図ることのできる能力や態度の育成
- ・ 生徒の個性、進路希望等を踏まえた指導内容・方法の工夫・改善
- ・ 生徒の多様な進学希望を実現するための進学対策の充実

#### 【改善の方向】

##### (1) 「志を育てる教育」の推進

将来の在り方生き方について考えながら、主体的に進路を選択できる能力・態度を育成する「志を育てる教育」を推進する。

高校教育においては、職業や進路に関わる様々な啓発的な体験や適切な進路情報の収集と活用等を通して、生徒が自己理解や自己啓発を進め、自己の「生き方」や「人生設計」について考えながら、主体的に進路の選択・決定ができるよう、計画的、継続的に指導・援助する。

##### ア 体験的な学習・啓発的な経験の充実

生徒に職業や将来の進路について考えさせるため、就業体験（\*11 インターンシップ）、ボランティア活動などの体験的な学習、大学・短大・専門学校等への体験入学や企業への体験入社などの啓発的経験を充実させる。

##### イ 大学・企業や地域社会との連携

大学や企業などの関係者、地域の専門家あるいは経験豊かな講師などによる進路意識啓発講演会の開催を支援する。

また、生徒の興味・関心を喚起し、主体的に学習に取り組む態度の育成を図るため、大学の教員が高校を訪れ、専門分野の学問の紹介や講義を行ったり、高校生が大学での講義を聴講できる機会を設けたりするなど、大学レベルの教育を履修する機会などを拡大する。

---

\*11 インターンシップ：実的な知識や技術・技能にふれ、主体的な職業選択の力や職業意識を育成するため、地元の企業等の協力を得て行う職業現場での就職体験活動。



## ウ 進路情報の収集・活用と進路相談の充実

生徒が自らの進路に関し、必要な情報を収集し、理解することができるよう、進路情報資料を収集・整理し、有効に活用するため、資料室の整備を進めるとともに、図書館や情報通信ネットワークの活用を推進する。

また、生徒がいつでも進路についての相談ができるよう、進路相談体制の充実を図るとともに、ガイダンス、カウンセリング機能の一層の充実を図るため、進路指導のアドバイザーの導入等について検討する。

### ○ 大学・短大・専門学校等への体験入学の実施

前 期	平成11年度～ ・「彩の国高校生針路選択オリエンテーション事業」を充実し、大学・短大などへの進路希望の実現に向けた、啓発的・体験的学習の充実、支援
-----	--

### ○ 企業への体験入社及び就業体験の実施

前 期	平成11年度～ ・インターンシップ及び「彩の国高校生針路選択オリエンテーション事業」を充実し、就職希望の実現に向けた、啓発的・体験的学習の充実、支援
-----	---

### ○ 「総合的な学習の時間」等における「志を育てる教育」の推進

前 期	平成12年度～ ・「総合的な学習の時間」を実施する各学校に対して、適切な情報の提供など、必要な指導・援助
中・後期	・すべての学校に対して、適切な情報の提供など、必要な指導・援助

### ○ 進路意識啓発講演会開催の支援

前 期	平成11年度～ ・「彩の国高校生針路選択オリエンテーション事業」を充実し、啓発的・体験的学習の充実、支援
-----	---

○ 大学等における聴講制度の整備

前 期	平成12年度	・「学校外における学習成果の単位認定」の実施 ・浦和高校と埼玉大学との連携の開始 ・伊奈学園総合高校と中央大学、芝浦工業大学との連携の開始
	平成13年度	・大宮高校、川口北高校、浦和北高校と埼玉大学との連携の開始

○ 情報通信ネットワークの活用

前 期	平成11年度～	・進路指導関係の情報収集が順調に行えるよう、関係教育機関等への働きかけ
-----	---------	-------------------------------------

(2) 進路希望実現の支援

生徒の進路希望を実現させるため、各学校の取組に対して必要な支援に努める。また、卒業後についても、関係機関との連携を図り、引き続き指導・援助を行う。

ア 進路希望実現に向けた学力の育成

生徒の学習意欲の喚起、学習習慣の確立、基礎学力の定着や学力向上を目指した補習・学習合宿、資格取得希望者を対象とした、将来の進路選択に役立つセミナーの実施など、各学校の取組について必要な支援を行う。

さらに、生徒の学習意欲の喚起と将来の職業選択を援助するため、学校の枠を越えた講座の開設についても検討する。

イ 就職指導促進の支援

新規高校卒業者の就職が厳しい状況にあることから、就職希望者の多い高校を対象に、新卒者の採用枠の拡大や求人開拓などができるよう、積極的な支援・援助を行う。また、卒業後についても、ハローワーク（公共職業安定所）や関係企業等と連携をとり、引き続き指導・援助に努める。

○ 基礎学力養成講座及び資格取得セミナー実施の支援

前 期	平成11年度～	・「彩の国高校生針路選択オリエンテーション事業」を充実、進路希望の実現に向けた学力の養成等の推進
中・後期		・前期の成果を踏まえ、見直し、実施

○ ハローワークや関係企業等との連携強化

前 期	平成11年度～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県教育局、ハローワーク及び県内企業との連絡・連携を強化</li> <li>・ 求人・求職の拡大を図るため、県教育局職員が関係企業等を訪問するなどの施策の実施</li> </ul>
-----	---------	--

○ 高校・企業及び関係者による「連絡協議会」の開催

前 期	平成11年度～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内経済団体（経営者協会等）と高等学校長協会進路指導部会、県教育局関係職員などによる求人・求職の拡大や就職に係る課題についての話し合いの場を設定し、その改善に向けて協議</li> </ul>
-----	---------	--

(3) 進路指導の充実に向けた事業の推進

ア 進路指導充実推進校の指定

生徒が自らの在り方生き方を考え、自己の進路を主体的に選択し、進路希望を実現できるよう、進路指導充実推進校を指定し、計画的・組織的な進路指導について実践的な研究を行う。また、その先進的な研究の成果を、すべての高校に広げ、県立高校全体の進路指導の充実を図る。

イ 進学対策の充実

大学への進学希望者が増加している現状を踏まえ、普通科、専門学科、総合学科の各高校において、それぞれの実態に応じた進学指導を充実させるとともに、高校と大学との役割分担に基づいた両者の連携を進めることができるよう、高校と大学との接続の在り方について改善を図る。

○ 進路指導充実推進校の指定

前 期	平成14年度～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 普通科、専門学科、総合学科の進路指導充実推進校において、進路希望の実現の方策等の研究の推進。</li> </ul>
-----	---------	--

○ 高校及び大学関係者による「連絡協議会」の開催

前 期	平成11年度～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内大学、短大関係者と高校進路指導主事、県教育局関係者による「連絡協議会」等を設定し、相互の連絡・連携の緊密化の推進</li> </ul>
-----	---------	--

## 4 部活動などの充実

### 【現状と課題】

部活動の教育的意義は、スポーツ・文化にふれる楽しさに加え、体力の向上や人間的な成長、友達づくりなど生徒、保護者、教員のいずれからも高く評価され、その価値が認められている。しかしながら、少子化に伴う生徒数の減少や顧問の高齢化、部活動に対する生徒の価値観の多様化や意識の変化などにより、運動部及び文化部の加入の状況は停滞傾向にある。

一人一人の個性や能力を生かす場である部活動を推進するためには、次の点が課題となっている。

- ・ 部員数の減少と顧問数の減少や顧問の高齢化等への対応
- ・ 顧問の実技指導力向上への支援
- ・ 生徒の個性の尊重と部活動の運営の在り方
- ・ 地域における教育力の活用の促進

### 【改善の方向】

#### (1) 生徒の個性や能力を生かす部活動の推進

生徒の心と体の発達、学年を超えた集団による人間的なふれあいや仲間づくり、授業を離れた教員とのふれあいの場として意義のある部活動を展開するため、一人一人の生徒の個性を十分生かした効果的で柔軟な運営を推進する。

##### ア 生徒の個性の尊重と柔軟な部活動の運営

社会の変化に伴う生徒の部活動に対する考え方を的確に捉えるとともに、一部の勝利中心的な考えに基づき強制的に行う部活動の在り方を見直すなど、生徒の自主的な活動を促進するよう、適切な部活動の運営を図る。

- ・ 生涯スポーツや生涯にわたる文化活動を目指した運営
- ・ 競技力の向上を目指した運営
- ・ 生涯スポーツ及び競技スポーツが共存した運営

また、各学校では、部活動のねらいを明確にし、学校の実態に応じて活動日数、活動時間、休養日を設定するとともに、学習時間の確保及び適切な入部の在り方等について十分に配慮する。

##### イ 実技指導力の向上

顧問の指導力が向上することにより、生徒の技能が高まるとともに相互の信頼感が強くなる。指導経験の浅い教員には、運動部活動指導者講習会に積極的に参加させるなどして、実技指導力の向上を図ることに努める。

○ 運動部活動指導資料の改訂・充実

前 期	平成12年度 平成13年度～	・「運動部活動Q & A」の改訂及び各中学校・高等学校への配布 ・「運動部活動Q & A」についてホームページを開設（情報更新）
中・後期	・ホームページの充実	

○ 運動部活動指導者講習会の充実

前 期	平成12年度～ 平成13年度～	・中学校・高等学校運動部活動指導者講習会の講習内容の検討・充実及び参加者の増員 ・59国体競技力向上対策本部中学・高等学校関係指導者講習会の開催（県高体連に委託） ・スポーツ医科学講座を必修受講
-----	--------------------	---

(2) 開かれた部活動などの推進

部活動を通して、地域・保護者からの学校に対する信頼や協力を得ることは、地域に開かれた学校づくりに資するものである。このため、埼玉県スポーツ振興計画「\*12 彩の国スポーツプラン2010」等に基づき、学校外の指導者の活用を図るなど、開かれた部活動の推進に努める。

ア 地域指導者の活用や地域のクラブ活動との交流

多様な生徒のスポーツ・文化のニーズにこたえるため、各学校の実情に応じて、地域の専門的な外部指導者や国内外で活躍する本県関係競技者及び指導者を活用するなど、生徒・外部指導者と一体となった運営に努める。また、各学校の実態をとらえ、地域スポーツクラブとの連携を図り、運動部活動の適切な展開に向けて、生徒のニーズにこたえる環境づくりに努める。

イ 複数学校間の連携の推進

生徒数の減少などにより、1校だけでは部活動を運営し難い場合、スポーツを愛好したい生徒や文化的な活動をしたい生徒の願いにこたえるため、同じ地域の学校との合同部活動を推進する。その際、学校や指導者のねらい、運営の方法などを明確にし、学校や顧問の間で十分連携を図り、一人一人への配慮が行き届くようにする。また、合同チームによる大会への参加ができるよう、大会参加規定の弾力化を図るよう努める。

\*12「彩の国スポーツプラン2010」：すべての県民が、生涯にわたって、より活発にスポーツ活動に親しめるよう、長期的な展望に立った本県スポーツ振興の指針となる計画。期間は平成11年（1999年）から平成22年（2010年）までの12年間。

## ウ スポーツ・文化活動の国際交流

国際化が進む今日、生徒がスポーツや文化活動を通して、日本の文化やスポーツはもとより世界の文化・スポーツに対する認識と理解を深める指導に努める。

また、部活動を「する」のみでなく「みる」、「ささえる」観点からもとらえ、競技会や文化交流会等に積極的な参加を促す指導に努める。

### ○ 運動部活動地域連携促進事業・彩の国まごころ国体オフィシャルコーチ派遣事業の推進

前 期	平成12年度～ 平成13年度～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県における運動部活動地域連携促進事業の実施</li> <li>・各市町村における外部指導者活用制度の整備促進</li> <li>・「彩の国まごころ国体オフィシャルコーチ派遣事業」の推進</li> <li>・スポーツドクター活用の促進</li> </ul>
中・後期		・外部指導者データベースの整備

### ○ 地域に根ざした運動部活動モデル事業（地域スポーツクラブとの連携）の推進

前 期	平成12年度 平成13年度 平成13年度～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埼玉県高等学校体育連盟（高体連）を通じたモデル事業研究の促進</li> <li>①ホッケー：飯能高校</li> <li>②スケート：秩父ミュージックパーク</li> <li>③相撲：秩父農工高校</li> <li>④体操：大井高校</li> <li>・高体連モデル事業による研究委嘱の成果発表</li> <li>・合同部活動等を視野に入れた総合型地域スポーツクラブモデル事業の推進</li> </ul>
中・後期		・モデル事業を踏まえ、各市町村における総合型地域スポーツクラブの運営

### ○ 合同部活動の推進

前 期	平成12年度 平成13年度 平成13年度～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高体連を通じたモデル事業研究の促進</li> <li>①柔道（浦和高校、浦和西高校）</li> <li>②剣道（深谷商業高校、深谷第一高校）</li> <li>・高体連モデル事業による研究委嘱の成果発表</li> <li>・合同部活動等を視野に入れた総合型地域スポーツクラブモデル事業の推進（再掲）</li> <li>・学校間の連携による合同部活動の研究委嘱</li> </ul>
中・後期		・モデル事業を踏まえ、各市町村における総合型地域スポーツクラブの運営及び研究成果による合同部活動の推進

○ 各種大会参加規定の見直しの促進

前 期	<p>平成12年度～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高体連を通じた運動部活動活性化にむけた取組における合同チーム大会参加（オープン参加・非公式戦トーナメント）の実施</li> <li>平成12年度：3 専門部（陸上競技専門部（駅伝）、ラグビー専門部、柔道専門部）</li> <li>平成13年度：5 専門部</li> <li>平成14年度：7 専門部</li> <li>平成15年度：10 専門部</li> <li>・支部大会における合同チーム大会参加の推進</li> </ul>
中・後期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県大会における合同チーム大会参加（オープン参加・非公式戦トーナメント）の実施 平成16年度～：10 専門部</li> <li>・支部大会における合同チームによる大会参加を全専門部で実施</li> </ul>

○ 国際交流への参加促進・姉妹都市とのスポーツ・文化活動の交流の促進

前 期	<p>平成14年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・山西省スポーツ交流20周年事業の開催</li> </ul>
中・後期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校における国際交流の参加促進</li> <li>・平成24年度</li> <li>・山西省スポーツ交流30周年事業の開催</li> </ul>

# 第3章 彩りゆたかな高校づくり — 県立高校の再編整備 —

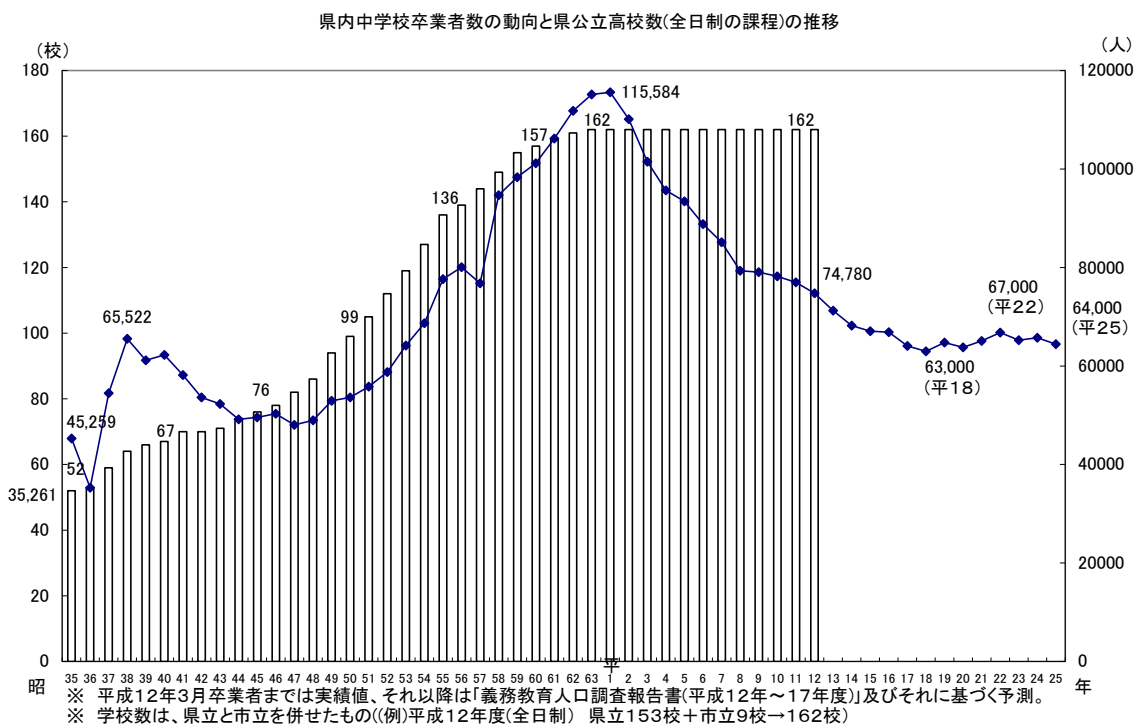
## 1 県内中学校卒業生数の動向と今後の改革の方向

### (県内中学校卒業生数の動向)

県内中学校卒業生数は、平成元年にピークを迎え115,584人であったが、その後、生徒数は急減し、平成12年3月には74,780人となった。

平成12年1月の「義務教育人口推計調査報告書(平成12～17年度)」に基づく、さらに減少して、ボトム期(平成18年3月)には、約63,000人になると推計され、平成元年3月と比べ、約55%の卒業生数となることが見込まれている。さらにこの調査報告書に基づき、平成18年度以降の中学校卒業生数についても予測をすると、小さな幅での増加・減少を繰り返しながら推移し、平成25年3月には、約64,000人になると推計される。生徒急増期に激しく増加し、生徒急減期を経て緩やかに減少し、その後小さな幅での増加・減少を繰り返していく状況が見られるが、このような状況を視野に入れた対応が必要である。

また、首都圏に位置する本県の地理的条件にかんがみ、新都心や交通網の整備などに伴う人口増が見込まれる可能性もあることから、今後の生徒数予測については慎重に見守る必要がある。





## (今後の改革の方向)

県内中学校卒業生数の動向で示された生徒数の減少に対応するとともに、新しい時代に対応した魅力ある県立高校づくりの観点から、再編整備を進める。

自らの個性を生かす生徒を育成するためには、変化の激しい社会に対応できる学力の育成を図るとともに、多様で柔軟な教育課程を編成し、自己の興味・関心、進路希望等に応じた科目を選択できるようにすることが必要である。このため、各学校における教育活動の充実を図るとともに、学校の活力を維持する観点から、適正な学校規模を確保することにより、**各学校の「活性化」**を図る。

また、社会の変化や中途退学問題など生徒の多様化に対応するためには、単位制のシステムの全県的拡大を図りながら、特色ある学校づくりを進め、**生徒の多様な就学機会を確保**することが必要であり、その上で、総合学科など特色ある学科の適正配置を図るとともに、従来の高校教育の枠組にとらわれないような学校づくりも進めていくなど、**各学校の「特色化」**を図る。

なお、中学校卒業生の公立と私立への進学者の割合については、<sup>\*1</sup> 埼玉県公私立高等学校協議会（以下「公私協」という。）での協議により65対35となっているが、県民のニーズや近県の状況、また、これまで公私で協調して公教育を担ってきた実績を踏まえ、今後、公私協において検討を進め、そこで得られた結論を踏まえて対応する。

## 《学校の活力維持と個に応じた教育の充実》

生徒数の減少に伴い、学校の小規模化が進むと、多様な教育課程の編成が困難になったり、学校行事などの特別活動や部活動の活力が欠けたりするなど、学校運営上の課題が生ずることから、各学校が一層活力ある教育活動を進めるために、一定の生徒数を確保することにより、学校の活力維持を図る。

「学級定員の規模」については、弾力的な学級編制などについて、今後とも検討を進める。また、「学習集団の規模」については、教科・科目の特性や学校の実態に応じて、弾力的に少人数による学習集団を編成するなど、「個に応じた教育」の充実を図る。このため、少人数授業展開実践研究協力校として、平成13年度、17校を指定する。

なお、適正な学校規模については、各学校が新しい学習指導要領に基づく教育課程の編成・実施や施設状況に応じた、適切な教室数の確保ができるよう、また、各学校が活力ある教育活動を進めることができるよう、配慮する。

学年当たりの適正な規模については、

- |                   |                    |
|-------------------|--------------------|
| ・ 普通科（専門学科併置校を含む） | 8学級～6学級（320人～240人） |
| ・ 専門学科            | 6学級（240人）          |
| ・ 総合学科            | 8学級～6学級（320人～240人） |

を標準とする。

\*1 埼玉県公私立高等学校協議会：埼玉県内の公私立高校の設置者及び関係者によって構成され、公私立高等学校教育の共通の諸課題について検討する協議会。

## (1) 単位制のシステムの全体的拡大

単位制については、高校教育の改革を進める有効な手段として、全校において、そのシステムの「活用」を図るとともに、単位制のシステムを「導入」することにより、単位制のメリットを最大限に生かしながら、特色ある学校づくりを推進し、その全体的拡大に努める。

### ※単位制のシステムの「活用」と「導入」について

単位制のシステムの「活用」とは、大学や美術館・博物館といった校外での学習成果などの単位認定や、履修と修得の差を設けた弾力的な進級認定を図るなど、高校が単位制を併用しているという点を様々な場面で活用することである。これらの取組を通じ、生徒が自ら学び、主体的に学習に取り組む態度を育成することが期待できる。

また、単位制のシステムの「導入」とは、いわゆる「単位制高校」を設置することである。単位制高校は、学年による教育課程の区分を設けず、学年の進級ではなく、卒業まで決められた単位を修得すれば卒業を認める高校で、単位制のメリットを最大限に生かしながら、特色ある学校づくりを推進することができる。

### ア 単位制の活用による教育活動の改善・充実

履修と修得の単位数に差を設けることによる進級・卒業認定の弾力化、生徒の能力・適性、興味・関心、進路希望等に応じた多様な教科・科目を設定することによる選択幅の拡大、学校外における様々な学習成果の単位認定など、単位制を活用することにより、多様な生徒の実態に応じた教育活動の改善・充実を図る。

また、全日制の課程と通信制の課程との併修について研究を進める。

### イ 単位制のシステムを導入した学校の設置の推進（後掲 p37 参照）

#### ○ 進級・卒業認定の弾力化

前 期	平成11年度～ ・履修と修得の単位数の差の拡大の推進
中・後期	・前期での成果を踏まえて、さらに積極的な活用を推進

#### ○ 学校外における様々な学習成果の単位認定の積極的活用

（前掲 p 8 柔軟な「学びのシステム」づくり参照）

#### ○ 全日制の課程と通信制の課程との併修についての研究

前 期	平成12年度～ ・全日制の課程と通信制の課程との併修について研究
-----	----------------------------------

## (2) 生徒の実態に応じた柔軟なシステムの導入

### ア \*2 二学期制の導入の推進

多様な選択科目の開設など単位制の活用を図るためだけでなく、授業時間を確保し、学校生活にゆとりをもたせ、あるいは帰国生徒の円滑な受け入れを進めるためにも、二学期制の導入は極めて有効である。今後、各学校の実情に応じて、二学期制の導入を進めるとともに、そのための条件整備を図る。

二学期制については、平成10年度に行田進修館高校で、平成11年度は、蕨高校と和光国際高校で導入された。平成12年度については、越ヶ谷高校、川口北高校及び芸術総合高校で導入した。

### イ 授業時間の弾力化の推進（前掲 p11 参照）

#### ○ 二学期制の導入の推進とそのための条件整備

前 期	平成11年度	・埼玉県立高等学校通則を改正し、秋季休業日を規定 蕨高校と和光国際高校で導入
	平成12年度	・越ヶ谷高校、川口北高校、芸術総合高校で導入
	平成14年度	・浦和第一女子高校、朝霞高校、川越南高校、新座総合技術高校で導入予定
	平成14年度～	・二学期制の導入の推進とそのための条件の整備

## (3) 普通科高校の特色化の推進

社会の変化を背景に、生徒の多様化がますます進んでいくと考えられる。このため、普通科高校においては、教育課程の編成・実施において工夫を図ったり、学科再編を進めたりすることにより、生徒に多様な学習活動を提供し、各学校の特色化を積極的に推進する。

### ア 特色ある普通科高校づくり

普通科に入学を希望する生徒が、自己の興味・関心等に応じて学校を選ぶことができるよう、特定の分野に重点を置いた特色ある普通科高校づくりを進める。例えば、普通科の教科・科目の中で、自然科学系、人文系など特定の分野を重視した教育課程を、学校全体で編成し、学校の特色化を図ることなどが考えられる。

\*2 二学期制：4月1日に始まり翌年3月31日に終わる学年を、前期（4月1日から9月30日）と後期（10月1日から3月31日）との2期に分けること。

### イ 多様な選択科目の開設や特色ある<sup>\*3</sup> 類型設置の推進

多様な能力・適性、興味・関心、進路希望等をもつ生徒に対応し、各学校が生徒一人一人の能力・適性等を生かし、個性を伸長する教育活動を進めるため、多様な選択科目の開設を推進する。

また、学習効果をより一層高めていくために、学習計画に系統性・継続性をもたせる特色ある類型を数多く設置し、創意工夫を生かした教育活動を進める。

### ウ 普通科における学科再編の推進とコースの改善

社会の変化や生徒・保護者の多様なニーズにこたえ、生徒の個性の伸長を図るため、県民のニーズの多様化に配慮しつつ、学科再編を引き続き推進する。

また、普通科におけるコースについては、各学校の個性化や特色化を図り、教育活動の活性化に大きく貢献してきたが、普通科における多様化・弾力化が進展し、教育課程における選択幅が拡大したため、コースと普通科との違いが小さくなったことなどから、次のような改善を図る。

(ア) 今後もコースを継続し、コースの活性化を図る。

(イ) 従来のコースの科目等教育課程上の特色は維持しながら、普通科の類型への転換を図る。

(ウ) 学科再編、総合学科などへの転換を図る。

### ○ 特定の分野に重点を置いた特色ある普通科高校づくりの推進

前 期	平成12年度～ ・特定の分野に重点を置いた特色ある普通科高校づくりについて研究
-----	--

### ○ 普通科における学科再編の推進

前 期	平成11年度 平成12年度～ ・越生高校に美術科を設置 ・普通科における学科再編の推進
-----	--

### ○ 普通科におけるコースの改善

前 期	平成12年度 平成13年度 平成14年度～ ・12校 12 コースで改善 ・2校 2 コースで改善 ・コースの改善
-----	--

<sup>\*3</sup> 類型：生徒の特性や進路希望に応じて、より学習効果を高めるため、ある規模の集団の生徒が共通に履修する各教科・科目をあらかじめ配列し、生徒の学習計画に系統性・持続性を持たせた教育課程編成上の一形態。

#### (4) 専門高校の改善の推進

専門高校に学ぶ生徒たちが一つの得意な分野で技術や技能を身に付けるとともに、望ましい勤労観・職業観を確立し、誇りをもって社会で活躍していけるよう、各学校の創意工夫を生かした特色ある教育や特色ある学校づくりを積極的に推進する。

また、社会の変化や県民及び生徒・保護者のニーズを踏まえ、専門高校の活性化・特色化を進める観点から、専門高校の再編整備について、今後、さらに検討を進める。

##### ア 継続教育を視野においた専門性の基礎・基本の重視

産業界で必要とされる知識や技能・技術の高度化等を踏まえ、完成教育としての職業教育ではなく、継続教育を視野においた専門性の基礎・基本に重点を置き、教育内容の精選を図る。

##### イ 社会の変化に適切に対応した教育の展開

国際化、情報化、少子高齢化や環境問題等の諸課題を踏まえ、専門高校における教育内容の見直しを図るとともに、情報活用能力や実践的な語学力の育成に努める。

##### ウ 地域や産業界とのパートナーシップの確立

専門高校における教育の改善・充実を図るため、地域や産業界と連携した教育を展開する。特に、実践的な知識や技術・技能を身に付けるため、地域や産業界の人々を非常勤講師として招いたり、生徒の就業体験活動への協力を依頼したりするなど、地域や産業界との間に双方向の協力関係（パートナーシップ）を確立する。

##### エ 専門学科の学科再編等の推進

専門学科の学科再編については、産業構造や就業構造の変化、情報化、国際化、高度技術化等の社会の変化に柔軟に対応するとともに、県民及び生徒・保護者のニーズにこたえるため、引き続き推進する。

##### オ 専門学科の在り方の工夫

複数の小学科を設置する専門高校においては、中学校段階で小学科での学習内容を十分理解した上で学科選択を行うことが難しい場合もあることから、学科の枠を超えた科目履修ができる総合選択制などの導入を進める。また、入学後に学科選択を行うくくり募集の実施を検討する。

##### ○ 情報活用能力や実践的な語学力の育成

前 期	平成12年度～ ・各校において国際社会や高度情報化社会に対応するための教育の実施
-----	--

##### ○ 社会人講師等の積極的活用

前 期	平成12年度～ ・「彩の国スペシャリスト育成事業」の活用
-----	------------------------------

##### ○ 技能審査の成果の単位認定

前 期	平成12年度～ ・各校において単位認定の推進
-----	------------------------

○ 就業体験（インターンシップ）の推進

前 期	平成12年度～平成13年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・推進校（熊谷農業高校、杉戸農業高校、羽生実業高、熊谷商業高校、大宮工業高校）における組織的推進体制、教育課程上の位置付け等の研究</li> </ul> 平成14年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・推進体制の確立</li> </ul>
中・後期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門高校全学科に就業体験の導入</li> <li>・普通科、総合学科への拡充</li> </ul>

○ 専門学科における学科再編の推進

前 期	平成11年度 平成12年度～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児玉白楊高校に環境デザイン科設置</li> <li>・専門学科における学科再編の推進</li> </ul>
-----	-------------------	---

○ 総合選択制の導入の推進

前 期	平成12年度～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各校において、総合選択制の導入について検討、実施</li> </ul>
-----	---------	---

○ くくり募集の実施の検討

前 期	平成11年度 平成13年度～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いずみ高校でくくり募集を実施</li> <li>・各校において、くくり募集の実施について検討</li> </ul>
-----	-------------------	---

## (5) 定時制・通信制教育の改善の推進

今後の定時制・通信制教育については、パレットスクール（後掲 p37 参照）を設置し、定時制・通信制教育の充実を図るとともに、以下の基本的な考え方にに基づき、定時制・通信制教育について改善を行っていく。

- ・ 様々な学習ニーズにこたえるため、多様で弾力的な履修形態による高校教育の機会を提供する。
- ・ 働きながら学ぼうとする青少年に高校教育の機会を提供する。
- ・ 生涯学習の観点から、地域に開かれた学校として後期中等教育段階の教育内容を提供する。

### ア 履修形態の多様化・弾力化

- (ア) 生徒の多様な学習ニーズにこたえるため、単位制のシステムの導入を推進する。
- (イ) 授業時間を確保するとともに、学期ごとの単位認定など弾力的な履修形態を図るため、二学期制の導入を推進する。
- (ウ) 学習機会を拡大する観点から、定・通併修、定・定併修（定時制の課程相互の併修）など履修形態の多様化を推進する。
- (エ) 大学入学資格検定合格科目の単位認定、技能審査の成果の単位認定及び<sup>\*4</sup> 実務代替の単位認定などを推進する。

### イ 生涯学習社会への対応

定時制・通信制教育は、地域における生涯学習の一翼を担うという観点から、社会人の資格取得や学習を支援するため、定時制の課程の科目を履修する<sup>\*5</sup> 一部科目履修制度の活用や、<sup>\*6</sup> 特別講座・<sup>\*7</sup> 公開講座などの開講を推進し、その充実に努める。

### ○ 単位制のシステムの導入の推進

前 期	平成12年度 平成12年度～	・川越工業高校（定）、川口工業高校（定）、大宮工業高校（定）で導入 ・各学校で、単位制のシステムの導入を推進
-----	-------------------	---

\*4 実務代替：定時制・通信制の課程で、働きながら学ぶ生徒を対象に、その仕事が、学校の教科・科目の一部を履修した場合と同様な成果があると認められる場合、教科・科目の履修の一部として認める制度。

\*5 一部科目履修制度：単位制による課程（全日制の課程であるものを除く。）において、社会人が聴講生として、一部の科目を履修すること。

\*6 特別講座：生涯学習の一環として、社会人を対象に、自己の啓発や職業能力の向上などを目的に、年間を通じて行われる講座。

\*7 公開講座：生涯学習の一環として、社会人を対象に、その興味・関心等に応じ短期間で行われる講座。

○ 二学期制の導入の推進

前 期	平成11年度 平成12年度 平成12年度～	・埼玉県立高等学校通則を改正し、秋季休業日を規定 ・大宮工業高校（定）で導入 ・二学期制の導入の推進とそのための条件整備
-----	-----------------------------	--

○ 学校外における様々な学習成果等の単位認定の積極的活用

前 期	平成11年度 平成12年度 平成13年度～	・学校外における学修の単位認定実施要項の作成 ・高等学校教育多様化実践研究事業の実施 ・学校外における学修の単位認定の充実・拡大
中・後期	・前期での成果を踏まえて、さらに積極的な活用を推進	

○ 一部科目履修制度の活用

前 期	平成12年度～	・川越工業高校（定）において、単位制のシステムの導入とともに実施 ・各学校における単位制のシステムの導入にあわせ、一部科目履修制度を推進
-----	---------	---

(6) 男女共学化への対応

男女共学は、教育の機会均等などから意義のあることであり、新設の高校では、いずれも男女共学としてきた。一方、男女別学の高校は、長い歴史と伝統をもち、地域社会に親しまれてきた。

今後の共学化については、学校関係者や地域社会などをはじめとする県民からの幅広い意見を受けながら対応していく。



## 2 特色ある学校の設置

### (1) 全日制単位制高校（単位制のシステムを導入した学校）の設置

単位制のシステムを導入することを通じ、多様な教科・科目の設定により小人数での授業展開が可能となることや、また、大学等での授業、地域社会での体験学習、ボランティア活動といった様々な学習活動の成果の単位認定も容易に取り入れられることなど、単位制のもつメリットを高校教育に最大限に生かしながら、特色ある学校づくりを推進する。

このため、単位制のシステムを「導入」した全日制単位制高校の設置を積極的に推進する（前掲 p30 参照）。

平成12年度については、浦和高校、芸術総合高校に単位制のシステムを導入した。また、平成15年度には、越ヶ谷高校、坂戸西高校で導入する予定である。

### (2) 総合学科の設置

普通科目と専門科目にわたる幅広い選択科目の中から、将来の進路を考え自分で科目を選択し学ぶ総合学科は、設置校での成果も上がっており、また、「自分で志を立てさせ、それを励ます」ことが青少年教育の要諦であるという観点から、極めて教育的意義が高い。そこで、既設校の改編や統合により、地域バランスに配慮しながら、積極的に設置を進める。

### (3) 新しい発想の定時制・通信制高校（通称：パレットスクール）の設置

学ぶ意欲と熱意をもつ者がいつでもどこでも学べる、昼夜開講の単位制による新しい発想の定時制・通信制高校（通称：パレットスクール）を、東西南北の地域バランスに配慮して、地域の中核となる、交通の利便性のよい場所に設置する。あわせて、生徒の履修上の便宜を図るため、定・通併修等の拡大を図る観点から、原則として通信制の課程を併置する。

### (4) \*<sup>8</sup> 中高一貫教育校の設置

中高一貫教育校については、平成11年度から2年間、文部省の中高一貫教育実践研究の委嘱を受け、小鹿野高校と伊奈学園総合高校で研究を進めてきた。その結果を踏まえ、平成15年度から、小鹿野高校を連携型、伊奈学園総合高校を併設型の中高一貫教育校とする予定である。

また、他の中高一貫教育校についても、地域バランスに配慮しながら、その適正配置に努める。

---

\*8 中高一貫教育校：学校制度の複線化を図り、生徒や保護者の学校選択の幅を拡大するとともに、6年間を通じて、ゆとりの中で生徒の個性をより重視した教育を推進するため、平成11年度から導入された。以下のように三つのタイプがある。①中学校と高校に分けずに、6年制により展開する中等教育学校、②同じ設置者による中等学校と高校の併設による併設型、③設置者の異なる中学校と高校が連携する連携型。

#### (5) 芸術系総合高校の開設と芸術に関する学科（\*9 系列）の設置

次代の芸術文化を担う人材を育成し、その一層の振興を図るため、平成12年度、様々な芸術分野からなる新しいタイプの芸術系総合高校として、所沢緑ヶ丘高校を改編し、芸術総合高校を設置した。また、芸術に関する学科（系列）について、県内のどの地域の生徒も通えるよう、その適正配置に努める。

#### (6) 生物・環境系総合高校の開設と環境に関わる学科（系列）の設置

次代の環境保全・創造などの分野で広く活躍する人材を育成するため、平成11年度、生物・環境系総合高校として、与野農工高校を改編し、いずみ高校を設置した。また、環境科学科や環境デザイン科など、環境に関わる学科（系列）の適正配置に努める。

#### (7) 看護に関する5年一貫教育の実施

平成14年度からの看護婦養成に関する指定規則の改正に伴い、准看護婦養成課程を廃止し、専攻科を合わせた5年一貫による看護婦養成課程への転換を図る。

なお、今後とも養成の在り方については、引き続き検討する。

また、転換に当たっては、適正規模の確保の観点から他校との統合も視野に入れる。

#### (8) 福祉に関する学科（系列）の設置

福祉に関する基礎的・基本的な知識と技術を総合的・体験的に習得させるとともに、福祉の増進に寄与するため、福祉に関する学科（系列）を増設する。

平成12年度、不動岡誠和高校の社会福祉科において、1学級から2学級への学級増を行った。

なお、今後の福祉に関する学科については、生徒の通学の範囲を配慮して、設置する。

#### (9) 情報に関する学科の設置

近年の高度情報通信社会や科学技術の進展に対応し、科学技術を支える創造性豊かな人材を育成するため、情報に関する学科の設置について検討する。

#### (10) 新しいタイプの研究開発学校の導入

県立高校の活性化・特色化を目指し、地域の特性やニーズを踏まえた一層特色ある教育活動を進めるため、学校の設置者である県教育委員会が発案した研究開発課題について文部科学大臣の指定を受けて実践研究を行う、新しいタイプの研究開発学校を導入する。

平成12年度から3年間、文部省の委嘱を受け、浦和高校で大学との接続を重視した教育課程の研究開発を実施する。

---

\*9 系列：総合学科において開設される多様な選択科目を、まとまりのある学習を可能にするため、系統性や専門性などに関連のある科目によって構成した総合選択科目群。

《目標年度における特色ある学校の設置校数》

	平成12年度	平成25年度	東部	西部	南部	北部
全日制単位制高校 (単位制のシステムを導入した学校)	3校	20校～	6～	7～	4～	3～
総合学科	3校	15校程度	5	5	2	3
新しい発想の定時制・通信制高校 (通称パレットスクール)	0校	4校程度	1	1	1	1
中高一貫教育校	0校	6校程度	1	1	1	1
			他に2			

看護に関する5年一貫教育の実施校	0校	1校
福祉科	1校	2校程度
情報学科	0校	今後検討

※ 全日制単位制高校については、今後、設置校での成果を踏まえながら、さらなる拡大も視野に入れることとする。なお、単位制のシステムについては、全校でその活用を図ることとする。

### 3 今後の再編整備

#### 《全日制の課程における再編整備の方針》

今後、以下の方針に基づいて、再編整備を進めていく。なお、再編整備を進めるに当たっては、市立高校との関係も考慮する。

#### 全日制の課程における再編整備の方針

##### 1 再編整備の基本的な考え方

各学校が活力に満ちた教育活動を展開するため、適正な学校規模を確保し、各学校の「活性化」を推進する。

また、社会の変化や生徒の多様化に対応するため、特色ある学校を適正に配置するなど、彩りゆたかな学校づくりを進め、各学校の「特色化」を推進する。

このため、学校の配置状況や生徒数の動向などを踏まえ、既設校の発展的統合や改編などにより、新しい時代に対応した魅力ある県立高校づくりを進めることとする。

##### 2 再編整備を検討する条件

- (1) 生徒募集が困難な状況であり、かつ、将来もその傾向が続くと見込まれ、活力ある効果的な教育が行えるように改善する必要があること
- (2) 近隣に同様の教育内容をもつ学校・学科が存在し、活性化・特色化を図る必要があること
- (3) 敷地・施設状況を改善する上で制約があるなどの理由から、より望ましい教育環境を整備する必要があること
- (4) 総合学科など特色ある学校について、その学校への入学を希望する生徒が、どの地域からでも通学できるよう、全県的な視野からの適正配置が必要であること
- (5) その他、より一層県民の期待にこたえることができると考えられること

#### 《目標年度における全日制の課程の学校数》

平成11年度 現在の学校数	→	平成25年度 適正学校数
153校		133～138校程度

## 《定時制の課程における再編整備の方針》

### 定時制の課程における再編整備の方針

- 1 東西南北の地域バランスに配慮して、各地域の定時制・通信制教育の核となる昼夜開講の定時制・通信制独立校（パレットスクール（新しい発想の定時制・通信制高校））を設置し、周辺の夜間定時制の課程の統合等を含めた再編整備を行う。
- 2 近隣に複数ある定時制の課程については、入学率、在籍率等に留意して、統合等を含めた再編整備を図る。
- 3 入学率、在籍率がともに低く、かつ、将来もその傾向が続くと見込まれる定時制の課程については、募集停止等を含めた再編整備を図る。

## 《目標年度における定時制の課程の学校数》

	平成11年度	→	平成25年度
定時制独立校	2校		6校程度 (うち4校程度はパレットスクール（新しい発想の定時制・通信制高校）)
全定併置校	33校		13校程度

## 第4章 信頼にこたえる開かれた学校づくり －教育諸条件の整備－

### 1 学校の管理・運営

#### 【現状と課題】

今日、地域や生徒の実態に応じた教育を推進するため、開かれた学校づくりが強く求められている。これまでも、中学校との連携や家庭・地域との交流が図られてきたところであるが、今後、開かれた学校づくりを推進していくためには、学校経営の観点からも、地域のもつ豊かな教育力を生かしていくことが重要である。

また、校長の教育方針のもとに、学校運営が円滑かつ機動的に行われるため、職員会議の運営の適正化を図ることなどにより、校長のリーダーシップの確立が求められている。

#### 【改善の方向】

##### (1) 開かれた学校づくりの推進

学校の教育方針を明らかにし、保護者や地域住民の信頼にこたえとともに、心豊かな生徒の育成を目指し、中高の連携を一層推進することが必要である。このため、授業公開の実施や地域の人材活用などにより、学校と家庭、地域との交流・連携を進め、開かれた学校づくりを推進する。

##### ア 開かれた学校経営の推進

###### (ア) 学校評議員制度の導入

開かれた学校づくりを推進する観点から、校長が学校運営に関し、保護者や地域住民等から幅広く意見を聞く学校評議員制度を、学校や地域の実情に応じて導入する。

###### (イ) 民間人の校長への登用

総合的な経営能力を有する人材を確保する観点から、特色ある教育を実践する新しいタイプの高校に、民間人からの校長を登用する。

###### (ウ) 教頭の複数配置

学校運営の一層の円滑化を図るために、大規模校や複数の大学科を有する高校に、複数の教頭を配置する。

###### (エ) 中学校・高校間の管理職を含めた教員の人事交流

中学校・高校間の相互理解や連携・協力を一層推進するために、管理職を含めた教員の人事交流を行う。

###### (オ) 社会人特別講師等の活用

幅広い学校教育を進めるため、社会人講師制度やスペシャリストに学ぶ事業を拡充するなど、地域の人材活用を図る。

## (カ) 授業公開の推進

保護者等の協力を得て充実した教育活動を展開するため、保護者や地域の住民、中学校教職員及び中学生等に、積極的・継続的に授業公開を推進する。

### イ 中学生を対象とした学校説明会・体験入学等の充実

中学生が、高校への理解を深め、適切に進路選択ができるよう、中学校と連携し、学校説明会や体験入学等を一層充実させる。

#### ○ 学校評議員制度導入の調査・検討

前 期	平成12年度 平成13年度 平成14年度～	・実施要綱案の作成 ・研究推進校8校による実施 ・県立高校で本格実施
中・後期	・前期での成果を踏まえ、さらに開かれた学校づくりを推進	

#### ○ 校長の民間人登用及び教頭複数配置の推進

前 期	平成13年度～	・新しいタイプの高校に、必要に応じて民間人の校長を登用 ・円滑な学校運営を推進するために、教頭複数配置を、新たに11校で導入
-----	---------	---

#### ○ 管理職を含めた教員の中学校・高校間の人事交流の推進

前 期	平成13年度～	・中学校・高校間の連携・協力を一層推進するために、教員の人事交流を実施。
-----	---------	--------------------------------------

#### ○ 社会人特別講師制度の拡充

前 期	平成12年度 ～平成15年度	・100名を超える社会人講師の採用 ・社会人講師採用の拡充
中・後期	・前期の採用状況を踏まえ、新学習指導要領の総合的な学習の時間の実施状況を見ながら、社会人講師の活用について検討・実施	

#### ○ 体験入学の一層の推進

前 期	平成13年度～	・中学2年生や保護者を対象とした各高校の説明会・体験入学の取組の拡充 ・学校説明会・体験入学等の情報提供の方法の工夫
-----	---------	---

○ 授業公開の推進

前 期	平成12年度～	・全県立高校で、組織的・計画的に展開できるよう、開かれた学校づくりを推進する観点からその在り方・方法について検討 ・学校評価について検討
-----	---------	---

(2) 校長のリーダーシップの確立

学校運営が、校長の教育方針のもとに組織的、機動的に行われるためには、すべての教職員がその職務と責任を十分に自覚し、一致協力して校務に携わることが必要である。このため、マネジメント能力などこれからの管理職に求められる資質能力を高め、職員会議の運営や主任の任命などに当たり、校長のリーダーシップの確立を図る。

ア 管理職等研修の充実

校長としての資質・能力を高めるため、現在実施している新任校長研修の一層の充実・改善を図るとともに、校長のリーダーシップをより確立するため、継続的な研修について検討する。

また、教頭、事務長及び管理職候補者名簿登載者の研修を充実・改善し、管理職としての資質向上を図るとともに、校長がリーダーシップをより発揮しやすい体制づくりを進める。

イ 職員会議の適正な運営

校長の職務の円滑な執行を補助する機関として職員会議を位置付け、適正な運営を図る。

○ 管理職等研修の充実・改善

前 期	平成12年度～	・管理職等研修を総合的に見直し、検討 ・管理職等研修の研修内容及び研修方法を検討・導入
中・後期	・県・公立学校の管理職等研修全体の体系化	

○ 職員会議の位置付けの明確化

前 期	平成12年度	・「埼玉県立高等学校管理規則」の改正により、校長の職務の円滑な執行を補助する機関として、職員会議の位置づけを明確化
-----	--------	---



## 2 教職員の採用・配置等の改善

### 【現状と課題】

教員の採用については、昭和56年度採用の618人をピークに、採用者数が漸減傾向をたどり、平成12年度採用選考試験の採用者数は66人と、100人を大幅に割り込んだ。採用者数の減少は、最終合格者に多様な人材を確保することに支障を招く恐れがある。この状況のもとで、個々の学校が抱える多様な教育課題に対応するためには、「様々な生活体験に裏打ちされた指導力のある優秀な人材」を確保する必要がある。

教職員の配置については、今後学級減が続くため、毎年多くの学校の教職員定数が減少することによる過剰人員の解消、いわゆる過員解消という大きな課題を抱えている。また、教員の年齢の不均衡が生ずるため、学校の活力と教職員の意欲を高め、魅力ある学校づくりを一層推進するための人事異動が求められている。

教職員の勤務環境整備については、教職員の定期健康診断結果によると、生活習慣病が増加傾向にあるため、健康診断の充実と事後指導により、早期発見と生活習慣の改善を図る必要がある。また、教職員のこころの健康対策を一層推進する必要がある。

### 【改善の方向】

#### (1) 教員採用の改善

教員採用選考試験では、知識の量を重視するのではなく、一般教養・教職科目、専門教科、適性検査、小論文等の筆記試験を実施しているほか、実技試験や3段階の面接試験を実施しており、今後とも、できるだけ人物を重視する方向への改善を進める。

##### ア 採用スケジュールの早期化

教員に優秀な人材を確保し、また、採用予定者に教職につくための心構えや自覚をもたせるため、採用内定時期はもとより、受験者の募集時期や採用選考試験実施時期も可能な限り早めるなど、採用スケジュール全体の早期化を図る。

##### イ 面接方法の改善

教員としての資質能力、意欲や情熱、指導力を適切に見極めるためには、面接による選考が極めて有効である。特に、面接を通じてより多角的にきめ細かく人物を見極めるためには、一人の受験者に対して複数の面接を行うことが効果的である。

また、面接担当者についても、従来の方法にこだわらず、多様な観点から積極的に評価するために、他の職域分野を含めた多彩な構成とするなど、優れた人材を確保する方法について検討する。

#### ○ 採用スケジュールの早期化

前 期	～平成15年度	・具体的な採用スケジュールの早期化についての検討
中・後期		・前期の検討結果を踏まえ、内容・方法等について検討・実施

○ 面接方法の改善

前 期	平成11年度 ～平成15年度	・面接委員へ民間の有識者の導入 ・面接方法を見直し、新たな面接方法の開発
中・後期	・前期で開発した面接方法を踏まえ、さらに方法について見直し実施	

(2) 人事異動の在り方の見直し

時代の変化に即しながら、学校を活性化し教育効果を高めるため、人事異動の在り方について、次の観点から見直しを図る。

- ア 各学校の活性化を図るために、全県的な視野に立った人事異動を推進する。
- イ 学校の活力と教職員の意欲を高めるため、できるだけ早い機会に複数の学校で勤務することにより、多様な教育実践を積み重ね、資質能力の向上を図っていくことが重要である。
- ウ 教職員の年齢構成の不均衡を解消する方途を探る。

○ 人事異動方針の改訂

前 期	平成12年度～	・新しい人事異動方針による人事異動の実施
-----	---------	----------------------

(3) 人事管理の改善

新しい時代に対応できる教員の資質向上の育成に努める。特に、指導力が不足する教員に対しては、きめ細かな研修を行うことなどにより、指導力の向上を図る。また、学校の活性化を図り、教育効果を高めるため、教職員の資質の向上を目指す人事評価制度と、その評価に応じた適正な人事管理等、教職員の意欲を高める方策について検討する。

○ 指導力不足教員に対する研修の充実

前 期	平成12年度  平成13年度～	・「新しい教員人事管理の在り方に関する懇話会」への検討依頼、報告書の公表 ・研修プログラムの開発 ・研修プログラムに基づく研修の実施、並びに適宜、研修内容・方法等の見直し
-----	-----------------------	---

○ 時代の変化に即応する人事管理の研究

前 期	平成12年度  平成13年度～	・「新しい教員人事管理の在り方に関する懇話会」への検討依頼、報告書の公表 ・懇話会報告を踏まえ、人事評価制度に基づいた人事管理の方法について検討
中・後期	・前期までの研究・検討の結果を踏まえ、見直し、実施	

#### (4) 教職員の勤務環境の改善

##### ア 定期健康診断及び事後指導の充実

定期健康診断の充実を図るとともに、健康診断の事後指導や健康相談に健康管理医を積極的に活用する。

##### イ こころの健康相談体制の充実

教職員がいつでも、身近な場所で相談が受けられるよう、こころの健康相談体制の充実を図る。

##### ウ 衛生委員会の活動促進

教職員の安全と健康を確保するために、各高校に設置されている衛生委員会の活動促進を図る。

#### ○ 定期健康診断及び特殊健康診断の実施

前 期	平成11年度～ 平成12年度 平成13年度	<ul style="list-style-type: none"><li>生活習慣病の早期発見を図るため、検査項目を拡大して、定期健康診断及び特殊健康診断を実施</li><li>希望者を対象に、試行として夏季休業期間中に定期健康診断及び胃検診を実施</li><li>前年度の試行結果を踏まえ、希望者を対象に夏季休業期間中に定期健康診断及び胃検診を実施</li></ul>
-----	-----------------------------	--

#### ○ 健康管理医の活用の促進

前 期	平成11年度～	<ul style="list-style-type: none"><li>健康診断の有所見者に、事後措置として、健康管理医の指示のもとに、適切な指導を促進</li><li>健康管理医による健康相談及び健康教育の実施の推進</li></ul>
-----	---------	---

#### ○ 教職員こころの健康相談の充実

前 期	平成12年度～	<ul style="list-style-type: none"><li>管理職員を対象にメンタルヘルス研修会の実施</li><li>教職員のメンタルヘルスに関する事業の在り方、実施方法等の検討</li><li>教職員が気軽に相談できる方策の検討</li></ul>
-----	---------	--

○ 労働安全衛生管理体制の充実

前 期	平成11年度～ <ul style="list-style-type: none"><li>・衛生管理者・衛生推進者の選任、健康管理医の配置</li><li>・衛生管理者の養成の開始</li><li>・各学校の勤務環境の改善の推進</li><li>・県教育委員会安全衛生委員会を開催し、教職員の安全衛生について総合的に調査審議し、勤務環境の改善を推進</li></ul> 平成13年度～ <ul style="list-style-type: none"><li>・教職員 50 人以上、又は女子 30 人以上の学校に、男女別休養室を整備</li></ul>
-----	---

### 3 教職員研修の充実

#### 【現状と課題】

教職員の研修については、これまで、初任者研修、5年次、10年次の教職経験年数に応じた研修をはじめ、民間企業等派遣研修（異業種での体験的研修）や様々な希望研修などを実施してきた。

教職員一人一人の資質能力は固定的なものではなく、変化し、伸長が可能なものであり、それぞれの職能、専門分野、能力・適性、興味・関心等に応じ、生涯にわたりその向上が図られることが求められている。

今後、多様化する生徒への対応や、いじめや不登校など教育の諸課題に対応し、教職員の資質能力の向上を図るため、教職経験年数に応じた研修の体系的整備に努める必要がある。

#### 【改善の方向】

##### (1) 経験年数に応じた研修（年次研修）等の整備

すべての教職員に共通に求められる基礎的・基本的な資質能力を確保するとともに、さらに積極的に各人の得意分野づくりや個性の伸長を図るため、系統的な研修体系の整備を進める。

##### ア 年次研修の改善・充実と系統的な研修体系の整備

教員として求められる資質能力を養うため、各年次研修について、その内容の改善・充実を図るとともに、教職経験年数に応じた研修機会の拡充も視野に入れ、系統的な研修体系の整備を図る。

##### イ 年次研修における選択制の拡充

各教員の得意分野づくりや個性の伸長を図るため、年次による一律の研修だけではなく、研修年次や研修課題に幅をもたせ、主体的に選択できるような選択制の研修の拡充を図る。

##### ウ 希望研修等の充実

各年次研修の補完的・発展的な研修や教職員のニーズに合った研修など、年次研修以外の希望研修等の充実や整備を図る。

また、今後、国や都道府県等から配信される衛星通信による研修プログラムの活用について研究する。

##### ○ 年次研修の拡充についての研究

前 期	平成12年度～ ・教員のライフステージに応じた研修内容及び 研修体系の研究・検討
中・後期	・前期における検討を踏まえた研修の充実

○ 衛星通信による研修プログラムの活用の研究

前 期	平成12年度～ ・衛星通信による研修プログラムの活用の研究 及び教育情報通信衛星ネットワーク（エル・ネット）プログラムの活用
中・後期	・前期における研究を踏まえた活用の推進

(2) 社会的視野を広げる体験的研修の充実

学校以外の社会において様々な体験を重ねることで、豊かな社会性を身に付けるとともに、社会的視野を一層広げ、これまでにない伸びやかな発想を身に付けるなど、教員の意識改革を図る。

ア 民間企業等での研修

教員の社会的視野を広げ、変化に対応した教育活動を展開できる資質を養うため、民間企業や社会福祉施設等における体験的研修の充実を図る。

イ ボランティア活動等を含む研修

教員の幅広い識見と豊かな人間性を養うとともに、ボランティア教育を推進するため、ボランティア活動等を含む体験的研修の充実を図る。

ウ 異校種間の研修

生徒の発達段階を踏まえた指導の充実を図るため、異校種の教員を交えた研修機会の整備や異校種での研修などについて研究する。

○ 民間企業等での社会体験研修の充実

前 期	平成12年度～ ・民間企業等派遣研修の充実
中・後期	・多様な社会体験研修についての研究・検討

○ 年次研修における社会貢献体験研修の充実

前 期	平成12年度～ ・5年次教員研修における社会貢献体験研修の充実 ・他の年次研修への拡大についての検討
中・後期	・前期における検討を踏まえた見直し

○ 異校種間での教員の合同研修の研究

前 期	平成12年度～ ・年次研修及び教科・領域研修における異校種間の合同研修の研究
中・後期	・前期における研究を踏まえた異校種間の合同研修の検討・整備

### (3) 教育の諸課題に対応した研修の充実

各学校の教育活動を一層充実するため、教育の諸課題の解決を目指した研修の整備や充実を図る。

#### ア 心と体の教育に関する研修

多様化する生徒に的確に対応し、生徒一人一人が健康で充実した生活を送れるよう、教員のカウンセリングマインドの育成や薬物乱用の防止など、心と体の教育に関する研修を進める。

#### イ 情報教育に関する研修

情報教育の充実や学校の情報化を推進するため、すべての教員がコンピュータや情報通信ネットワーク等の操作手法を身に付け、その活用を図ることができるよう、情報教育に関する研修を推進する。

#### ウ 新設教科・科目等に対応した研修

新学習指導要領で新たに設定された「情報」等や「総合的な学習の時間」の学習指導の充実を目指し、新たな研修の在り方について検討するとともに、関連する諸研修の充実を図る。

#### エ 最新の知識・技術に対応した研修

最新の知識・技術が絶えず求められる科学技術の分野等においては、知識・技術の進展に対応し、専門性を高めるとともに、新しい指導方法を身に付けるため、大学等への長期にわたる研修の機会の拡充を図る。

#### オ 緊急性が高い課題に対応した研修

いじめや不登校、薬物乱用や体罰等、緊急性の高い課題に対しては、今後も、その解決に向けた研修の適切な整備を図っていく。

#### ○ カウンセリング研修の推進

前・中期	平成12年度～ ・カウンセリング研修の計画的実施
------	--------------------------

#### ○ 情報教育に関する研修の充実

前期	平成12年度～ ・教員情報リテラシー向上プロジェクトの実施 ・コンピュータや情報通信ネットワーク等の研修の計画的実施
中・後期	・施設・設備の整備状況等を踏まえた研修内容・研修方法の見直し

#### ○ 「総合的な学習の時間」に関する研修の実施

前期	平成12年度～ ・総合的な学習の時間指導者研修会等の一層の充実 ・総合的な学習の時間に関する校内研修への助言
中期	・総合的な学習の時間に関する研修の充実

○ 大学等での長期研修の充実

前 期	平成12年度～ ・ 大学や大学院等への長期研修の充実 ・ 研修休業制度を活用した長期研修の検討
中・後期	・ 前期の検討を踏まえた長期研修の充実

(4) 校内研修の充実

各学校において、特色ある教育活動を展開し、魅力ある学校づくりを進めるに当たって、教員の指導力の一層の向上を図るため、校内研修の積極的な推進に努める。

ア 組織的・計画的な校内研修

学校の教育目標の具現化に向け、自校の教育課題を的確に把握し、組織的・計画的な研修体制の整備を進める。

イ 授業公開の推進

よりよい授業を目指し、公開授業等による授業研究を推進する。また、保護者や地域の人たちにも授業を公開し、学校と地域との連携を深める。

○ 組織的・計画的な校内研修や授業公開の推進

前 期	平成12年度～ ・ 授業公開の推進 ・ 組織的・計画的な校内研修や授業公開を推進するための方法等について検討
中・後期	・ 各学校の校内研修及び授業公開の推進状況を踏まえた改善



## 4 学校施設・設備の整備

### 【現状と課題】

老朽化した校舎の増加している中で、過去において建設した校舎の建て替え時期が今後集中するため、計画的な対応が課題となっている。

建築後20年を経過した校舎等では、経年劣化が進み、維持修繕が頻繁に行われていることから、大規模な改修等により、既存建物の耐久性を高め、快適な環境を確保することが必要である。

校舎について、現在、耐震補強を実施中であるが、今後は校舎以外の施設についての対応が課題となる。

障害のある生徒への対応として、スロープ設置、トイレ改修などを行ってきたが、総合的なバリアフリー対策を推進していく必要がある。

生涯学習時代を迎え、県立高校においても学校開放講座や体育施設の開放事業を推進しているが、開かれた学校づくりに対応した施設づくりを進めていく必要がある。

### 【改善の方向】

#### (1) 校舎の建て替え等の推進

学校施設の個性化・特色化を推進するなど、彩りゆたかな高校づくりを図る。

今後、老朽化した校舎の建て替えや、再編整備に伴う施設整備などに当たっては、事業量の平準化を視野に入れ、地域バランスにも配慮し、個々の校舎の経過年数、老朽化の程度など総合的に勘案するとともに、以下の点について配慮しながら、具体的な施設計画をたてる。

- ・ 学校施設の個性化や特色化の推進
- ・ 多様な教育の展開を可能にする弾力的な施設・設備
- ・ 快適、健康、安全な教育環境
- ・ 地域開放、生涯学習など開かれた学校づくり

#### ○ 老朽校舎の建て替えの推進

前 期	～平成12年度 平成13年度 ～平成15年度	・ 1校（春日部高校）実施 ・ 1校（不動岡高校）の建て替えの基本設計 ・ 個々の校舎の経過年数や老朽化の程度などを総合的に検討
中・後期	・ 県立高校の改築計画の策定、実施	

#### (2) 既存施設の有効利用

既存施設の有効利用については、今後の県立高校の再編整備も視野に入れ、大規模な改修を計画的に実施する。耐震補強については、校舎以外の施設についても計画的な対応を行う。以下の点について考慮する。

- ・ 多様な教育内容の展開に対応した施設整備
- ・ 地域開放、生涯学習に対応した施設改修

○ 校舎の大規模な改修と耐震補強の実施

前 期	～平成15年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震補強の実施（達成率 60 %）</li> <li>・概ね 20 年を経過する校舎の大規模な改修の実施</li> </ul>
中・後期		<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震補強の実施（達成率 100 %、平成 20 年度予定）</li> <li>・概ね 20 年を経過する校舎の大規模な改修の実施</li> </ul>

(3) ゆとりやうるおいのある学校施設の整備

学校は学習の場であると同時に人間形成の場でもあるので、ゆとりやうるおいのある学校施設の整備を図る。以下の点について考慮する。

- ・ エレベーターなど<sup>\*1</sup>バリアフリーに対応した施設整備
- ・ 空調設備など快適でゆとりの感じられる施設整備

○ エレベーターなどバリアフリー化の推進

前 期	<p>～平成12年度</p> <p>平成13年度</p> <p>平成13年度～平成15年度</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エレベーターを大宮中央高校、豊岡高校、寄居高校、福岡高校、所沢中央高校、春日部高校、熊谷工業高校、狭山工業高校、川口高校、越谷総合技術高校の 10 校に設置</li> <li>・エレベーターを皆野高校に設置</li> <li>・エレベーター、身障者用トイレ、階段手摺の設置などについて、エレベーター等設置事業や快適ハイスクール施設整備事業等で、計画的に実施</li> </ul>
中・後期		<ul style="list-style-type: none"> <li>・エレベーター等設置事業や快適ハイスクール施設整備事業等で計画的に実施</li> </ul>

○ 空調設備の整備推進

前 期	～平成15年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 8 年度までに設置した事務室、図書室、パソコン室、進路指導室、保健室、職員室、校長室などの空調設備の更新</li> </ul>
中・後期		<ul style="list-style-type: none"> <li>・快適ハイスクール施設整備事業等で、計画的に実施</li> </ul>

\*1 バリアフリー：障害者や高齢者などが社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを取り除くこと。この場合、学校の施設について、必要に応じてトイレ、スロープ、エレベーターなどを改修設置すること。

## 5 生涯学習社会への対応

### 【現状と課題】

生涯学習社会を築くため、学校は、生涯にわたり学び続けるための基礎を培う場であるとともに、地域の中核をなす学習センターとしての役割を果たすことが期待されている。学校がその役割を十分に果たしていくためには、生涯学習社会での学校の在り方を踏まえた開かれた学校づくりの一層の推進が必要不可欠である。

また、平成13年3月に、埼玉県高等学校教育振興協議会からも生涯学習社会に対応した学校づくりに積極的に取り込むことが必要であるという観点から、「生涯学習社会における高等学校の役割について」という答申が出されている。

### 【改善の方向】

#### (1) 地域の人材活用の促進

幅広い学校教育を進めるため、地域社会で活躍している各分野で優れた知識、技能をもった人材の情報を有効に活用し、地域で活躍している社会人の活用促進を図る。

##### ○ 地域で活躍する社会人の活用促進

前 期	～平成12年度 平成13年度～	・29校29運動部活動に地域の指導者の活用 ・運動部活動に地域の指導者60名を活用
中・後期	・前期での成果を踏まえ、地域で活躍する社会人の活用を見直し 検討・実施	

#### (2) 地域の中核となる学習センターとしての機能の充実

学校の教育機能は、地域の人々のためにも活用されるべきである。そこで、生涯学習社会を構築していくため、地域の中核となる学習センターとして、学校の教育機能を地域社会の学習活動のために活用するとともに、その有効な活用の在り方について、今後とも研究を進める。

##### ア 場の提供

体育館、校庭、図書館等の施設を地域に開放し、地域に開かれた学校づくりを一層推進する。

##### イ 学習機会の提供

\*2 開放講座等の学習機会の充実を一層図るとともに、学習の場の整備・充実に努め、県民の多様化・高度化する学習ニーズにこたえる生涯学習社会の構築を目指す。

\*2 開放講座：地域の人々に生涯にわたる学習の機会を提供するため、学校の教育機能を開放するもの。教養・芸術文化・体育などの講座が開設されている。

## ウ 相談機能の充実

県民は、学習活動の質を高めるため、様々な学習活動の情報を求めていることから、県民への情報提供や県民からの学習相談にこたえられるよう、教職員の専門性を生かして相談機能の充実を図る。

### ○ 体育館、校庭、図書館等の施設の地域開放

前 期	平成12年度	・ 県立学校地域開放事業実施要綱の作成 ・ 県立学校体育施設の開放 ・ 川越高校の図書館、春日部高校の音楽ホール や図書館の地域住民への開放
	平成13年度	・ 県立学校体育施設の開放 ・ 県立学校学習・文化施設の開放

### ○ 開放講座等の一層の拡充

前 期	平成12年度 平成13年度～	・ 県が委託 61 校 62 講座を実施 ・ 学校独自で開放講座を実施
-----	-------------------	--

### ○ 学習相談窓口の設置

前 期	平成13年度～	・ 県立学校地域開放と関連して学習相談窓口の 設置の検討
中・後期		・ 学習相談窓口の設置